

1. 令和2年第3回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

令和2年6月16日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教 治	2番	長岡 文 男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義 久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一 貴
7番	森藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝 彦	10番	山川 直 保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌 孝
15番	尾村 忠 雄	16番	渡辺 友 三
17番	清水 敏 夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	日置 美 晴
総 務 部 長	古 田 年 久	市長公室付部長	河 合 保 隆
商工観光部長	可 児 俊 行	教 育 次 長	佃 良 之
代表監査委員	大 坪 博 之		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大 坪 一 久	議会事務局 議会総務課 主 任	岩 田 亨 一
--------	---------	-----------------------	---------

議 議 議 議 議
會 會 會 會 會
事 事 事 事 事
務 務 務 務 務
局 局 局 局 局
課 課 課 課 課
長 長 長 長 長

三 島 栄 志

◎開議の宣告

○議長（山川直保君） おはようございます。議員各位には、出務御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してありますので、お願いいたします。

なお、本日と明日の一般質問におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、議場内の人数を減らすため、約半数の議員においては、別室で一般質問を視聴することとし、答弁する執行部についても、答弁に関係のある部長のみの出席といたしますので、御理解をお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、9番 野田勝彦君、11番 田中やすひさ君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（山川直保君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 田 中 やすひ さ 君

○議長（山川直保君） それでは、11番 田中やすひさ君の質問を許可します。

11番 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） 議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い一般質問を行います。

改選後、初めての一般質問の場にトップバッターとして臨むことになりました。市民の皆さんが思いを託して下さったこと、改めて思い返しながらか、この場に立っています。どうぞよろしくお願いをいたします。

雇用助成金の上乗せ、プレミアム商品券、利子補給、テイクアウト支援、休業協力金、観光産業への固定費補助、児童手当の上乗せ補助など、確実に助かった市民がいると思います。

奨学金制度の特例、大学生等への就学応援資金で勇気づけられる若者がいると思います。感染防

止のために走り回る職員の皆さん、申請事務に追われる職員の皆さん、皆さんのおかげで助かっている市民がいると思います。

市長以下、職員の皆さんの頑張りは、市民の皆さんに届いていると思います。多忙だと、ついつい忘れがちになるものですが、あえて述べさせていただきたいと思います。

そして、職員の皆さんや、私たち市民の代表として再選をされた日置市長と私自身も恐らく同じ気持ちで、市民のために働けるという誇りと矜持を持ってこの難局に臨みたいというふうに思います。

自分が抱えている思いを述べながら、職員の皆さんのコロナ対応による状況や、先般行いました議会からのコロナ対応に関する政策提言を考慮して、いつもより質問内容を絞り、今回は1問だけ質問を行いたいと思います。よろしく願いをいたします。

全面的に緊急事態宣言が解除され、今は経済を回しながら感染防止をしていくという第2のフェーズに入っていると思います。

感染防止をとにかく優先するという緊急事態宣言下の第1フェーズに比べて、ある意味ではより難しいかじ取りを迫られていると思います。

そんな中で、郡上のおどりの見送りが決定をいたしました。熟慮に熟慮を重ねられたやむを得ない決断であったと思いますし、決断された方々が、誰より悔しい思いをされたんだと思います。苦悩の末の決断に敬意を表したいと思います。

ただ、今度は私たちが考える番だと認識しています。見送りによる影響を最小化しなければならないと考えています。

私の聞く範囲では、市民の皆さんも事業者の皆さんも市役所が何でもできるとは思ってはいません。それぞれが耐え、努力をされています。その上で、今自分たちができることは何かと様々な社会貢献の動きも市内から生まれています。

そんな中、市としてなすべきこと、市として大切なのは、先が見えない不安の中で、市が市民に寄り添っているということが伝わることだというふうに思います。

市長は、ホームページやケーブルテレビで、御自身の言葉で市民に再三メッセージを寄せられています。大変ありがたいことだと思っていますが、それに加えて、今までもやってこられたように、政策を打ち続けること、しかも、それを市民の不安に先立ちスピード感を持って次々と実行していくことが今求められていると思います。

先ほど申し上げましたように、議会としては先月、新型コロナウイルスに対する政策提言を行いました。また、今月10日の開会日においては、地域経済循環に関する決議を行いました。これは、コロナの影響で低迷する地域経済を底支えするため、どうか国からの定額給付金10万円を市内で使っていきましょうという市民の皆さんへのメッセージでもあります。

郡上でお金を今使うことが、そのまま郡上の応援につながります。さきの補正予算の市内農産物支援など、市も同様の考え方で施策を考えています。どうか市民の皆さんにおかれましても、ふるさと郡上のために意思あるお金を地域で回していただければというふうに願います。

それでは、以下、施策の例を挙げていきます。

コロナ対応等に配慮し、それぞれに対する答弁は結構ですが、今はいろんな考え方をぶつけ合うことも大切だと思います。

ただ、質問するに当たって、多くの皆さんの声や知恵を頂きました。コロナ禍で懸命に闘って見える市民の皆さん、事業者の皆さんに代わって、この場に立ち質問をさせていただきたいと思えます。市長には、改めてこの点、御留意いただければというふうに思います。

まず、需要サイドの施策についてであります。

例えば、現在、直接的な影響を受けている観光、飲食をやってみえる事業者の方、その生産物を提供している方に対して、現在、市は需要喚起の政策を主に行っていると思います。さきに上げたプレミアム商品券や市内宿泊への助成、体験型観光への補助などがあります。

しかし、それだけでは不十分であると考えます。なぜなら、需要の減退の原因が通常の景気悪化と異なるからで、お金を使おうかどうかではなく、外出するかしないかが需要減退の大きな要因になっているからであります。

つまり、市民や観光客自身も先ほど申し上げたような経済と感染防止の難しい選択を迫られているのであって、これに対するメッセージ性のある政策を打つ必要があると思っています。また、お店の方々からも広告して集客していいものなのかという不安の声も伺っております。

そのためには、見える化が必要ではないかというふうに思います。それぞれのお店や事業者が感染拡大防止策を講じていること、講じていくことを見える化し、講じようとしている事業者の支援や3密回避など、感染防止の取組をしているお店を市が認定していくことなど、新しい生活様式を定着させる意味でもこういった取組は意味があると思います。これは、市のお金が余りかからない、市民も事業者もメリットがあり、早くやってほしいとの声を頂いています。

さらには、観光関係の方からは、今後はこういう商品がありますということだけではなくて、こういう対策をしていますというプロモーションをすることになるということも伺っています。

観光需要が本格化するのには、まだまだ先かもしれません。まずは、市内、県内、東海圏と近場が対象となっていると思います。

市内の方が観光の対象ということは、観光立市を掲げる本市としては市民の皆さんに観光立市とは何か、私たちが暮らす郡上の魅力とはを再確認していただける機会であるとも思います。

そういった思いで、市もいろんな政策を出されていることは大いに賛同するところではありますが、ただ、市内の観光客だけでは厳しいのもまた事実であろうと思います。

今後、自粛していた分だけ大きく国内旅行の需要が伸びる可能性もあると言われていました。コロナ後にしたいことの第1位が、国内旅行だという報道もありました。その際、地域としてどういう体制でお客様をお迎えしているかが問われることになってくると思います。

そこで、市内の宿泊施設などが集団感染を防止するための改修をする際、地域内経済循環を進めるためにも、市内業者を利用される場合に支援をしていくことなど考えられます。市民、利用者、そして、スタッフの感染防止という意味でも大切だというふうに思います。

あとは、地域の経済循環に資する現在の施策、さきの補正予算で可決した農水産物の市内需要喚起の政策とともに、郡上産材住宅建設助成事業なども強化して、域内循環を進めていくことも需要喚起の施策なのではないかというふうに思います。

次に、雇用や事業を維持するための施策については、現在、観光事業者への固定費補助、国の雇用調整助成金への上乗せ補助、名目は違いますが、もう終了しましたが、県や市の休業協力金なども間接的にはこの意味があるというふうに思います。

市独自の協力金は、政策を発表したタイミングは極めて適切なタイミングでありましたし、自粛要請の協力金のため途中で廃止となったのは納得はいきませんが、しかし、売上の減少が今後の景気後退によって多くの業種で確定的な中で、また、第2波があるのではないかという中で、国の持続化給付金のような売上の減少に対して直接給付するような施策は廃業を検討する方々への支えになるのではないかというふうに思います。

その際、売上げ減少50%ではなく、ある程度減少額に応じて支給される仕組みを第2波に向けて備えていただければありがたいとの声が上がっています。

また、観光事業者への固定費補助は、非常によい制度であると対象事業者の皆さんから評価を頂いています。そんな中で飲食店に食材などを入れている事業者などは、自粛要請もないため協力金ももらえていない一方、売上の減少はすさまじく、比較的従業員が多い傾向があるため、苦しい現状にあるとの声が届いています。

さらには、当分、飲食店は在庫を抱えているため、新たな仕入れというのはまだまだ先になる可能性もあり、配慮が必要だという、そういった声も聞いております。固定費補助の対象の拡大を議論の土壌にのせていただく必要もあろうかと思っています。

また、観光以外で、市外の需要を取り込む政策について、特産品などの送料補助やオンライン物産展の開催、ふるさと納税によるガバメントクラウドファンディング、など、様々な取組をしている自治体もある中で、郡上市は力を今後入れられる分野であるというふうに思います。

郡上の関係人口の取組や多くの郡上のおどりを愛するファンの皆さんの気持ちを受入れられる受け皿づくりを進める必要があるのではないかと考えます。その他、オンラインを活用した関係人口構築のための事業なども考えられます。

次に、供給サイドの政策も考える必要があると思います。

若手の経営者の方に話を聞くと、コロナによる価値観の変化を敏感に感じてみえて、異業種への転換を視野に入れているという話が聞こえてきます。また、製造業の方などは、現在の休業補償がいつまで続くのかという不安が一番大きいという声を聞いています。

異業種転換や創業支援の市の政策もコロナバージョンに見直して、大幅に拡充を検討し、再生だけでなく進化に向けた政策の展開も大切だというふうに思います。

そのほか、今後、失業者の増加が予想される中で、雇用維持だけでなく、農業への助成を既にしているような新たな雇用を行う事業者への雇用促進助成金といったような支援なども考えられるのではないかとこのように思います。

進化という意味では、国民の価値観や生活様式の変化からテレワーク等、新たな働き方を光回線が整備されている本市には、その進化の土壌があると思います。進化を遂げようとしている事業者への応援なども今こそすべきだというふうに思います。

市長もお金があれば、やりたいことばかりだというふうに思います。郡上市の財政の力では、限界があるのは理解するところです。市としての選択肢が限られていることは存じていますし、なかなかお金がなくて大変だということも理解します。その上で今はまだ緊急時だというふうに思っています。

冒頭述べたように、市が市民、事業者に寄り添う姿勢を今後も取り続けていただくことが、何より求められているというふうに思います。

国の新たな補正予算である2兆円の臨時交付金も可決されましたが、どんと郡上市に入ってくるわけではないというふうに思います。

現在、コロナ対策の財源として使っている財政調整基金以外の基金、例えば、地域振興基金なども取り崩しても、国、県の支援だけでなく市の単独事業でも今後も補正予算を打っていくんだという市長の覚悟と今後の経済対策、感染防止をしながら経済を回していくことについての市長の御所見をお聞かせ願えればと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（山川直保君） 田中やすひさ君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、田中議員におかれましては、市民の代表として、その使命感に基づいて市民の皆さんのいろんな各界の意見、要望等を拾い集めていただいた、そういう情報収集活動を積極的に行っていただいておりますし、また、市の施策等についても、本当にタイムリーに事細かにいろいろな施策を紹介をしていただくというような情報発信もやっておりますというふうに承知をいたしております。このことについて、まず敬意を表したいというふうに思います。

そして、ただいまいろんな御提言等がございました。一つ一つが市民の皆さんの本当に切実な要望あるいは提案に基づいて、いろんな角度からいろんなお話がございました。そして、結論的に言えば、市民に寄り添って、市民と一緒に難局を切り開いていくべきだと。そして、そのためには政策をどんどん打ち続けてほしいと。スピード感を大切にしてもらいたいと、こういうお話だろうというふうに思います。

今、たくさんの御提言をいただきましたが、個々の施策についての答弁は結構だということでございますので、私も総括的にここ2か月ぐらい、二、三か月の市の取組等についてお話を申し上げたいというふうに思います。

全く同じ気持ちで私どもも取り組んでまいりました。特に、この3月から4月、5月と青木副市長を中心にいたしまして、各職員を指揮していただき、また、ワーキングチーム等をつくって、そして、迅速に様々な施策に対応してまいったところでございます。

市の部署によっては、本当に寝る間も惜しんで、土曜日、日曜日等も返上をして、事に当たっていただいております。

相当オーバーワークになっているところもあるというふうに思っております。私も職員の健康を気づかっているところではありますが、市民のために一生懸命頑張ってくれているというふうに思っております。

昨今のこのコロナの関係について、様々の論考、論説が行われておりますが、私も最近読んだある月刊誌の中で、なるほどと思っただけにぐさりときた、ある学者さんの言葉がございました。それは、今こうした危機に当たって為政者、事に当たる者は、言わば2つの矛盾した誤りへの非難を受けることが必然であると。

その1つは、なすべきであったことをなさなかったという誤りであると。そして、もう1つは、なすべきでなかったことをなしたという誤りの指摘であるというふうに書いてありました。

そして、このどちらもこれが誤りであったかどうかということは、いずれも事後評価に依存をすると。言わばそのときは分からないということでもあろうかと思いますが、そして、この2つの誤りのどちらもそれを犯すことを恐れて、その前に立ちすくんでしまつては為政者の果たすべき責任はとれないだろうと。

そしてまた、その為政者として事に当たっていく場合に厄介なのは、この2つの誤りの指摘のどちらをも同時に回避するということが多分なかなか難しいだろうと。易しく言えば、こうした危機に当たっては、やり足りないか、あるいはやり過ぎかということがあろうかと思いますが、いずれもその適切な正確な評価は後になってみないと分からないという中で、私たちはやる必要があるというものをしっかりやっていく必要があるということだろうというふうに思っております。

そういうことですから、これは為政者の立場といいますか、私たち市政、国政等を預かっている

立場、これは議会も同じだと思います。市民の皆さんの代表として市政に当たっていただいているわけですから同じだと思いますが、こうした2つの誤りの指摘というものに、勇気を持って対応していかなければいけないだろうというふうに思っています。

国民の側にあっても、後から、これが誤りであったとか、いろいろあるんですけども、合理的な批判は当然必要であっても、そういう先が見えない中で行われている施策であるということについては、国民も理解をすべきだろうと、その学者さんは、そういうふうにおっしゃっておられます。

ということで、私は、この言葉を聞いて、なるほど、勇気を持って対応していかなければいけないということを改めて思った次第でございます。

既に、私ども郡上市においては、令和元年度の3月末において商品券であるとか、あるいは、お泊まり補助というような市民向けの需要拡大というようなものを専決をさせていただいてから、今日何件かの専決補正、そして、今回の議会でお認めをいただいた補正予算を含めて、数字にわたって、大小様々ですけども、第何弾、第何弾という形で手は打たせていただいたところでございます。

その中で非常に大きなものは、これは財源は国でありましたけれども、今ほぼお配りをするのを終えようとしております特別定額給付金といったような大きなもの、40億円余のそうしたお金を配るというようなことも含まれておるわけですが、その他のこともいろいろとさせていただいております。

今後もこのコロナウイルスの感染、こうしたものがどのような形で収束をしていくか。収束をしていっていただきたいんですけども、そういうことで、その推移を注意深く見守りながら、御指摘のように、打つべきことは打つということが非常に大切だというふうに思っておるところでございます。

必要があれば、そして、可能であれば、その必要かつ可能な手を果敢に打っていきたいというふうに思っております。

幾つか御提言を頂きましたものの中で、率直に申し上げて、お言葉の中にもありましたけれども、非常に必要で大切であるけれども、余り金はかからないという施策というものもあります。

それから、施策の中には、まさにその投入をする財政的な規模といいますか、そういうようなものの量がある程度その施策の効用を左右するものというふうなものがあります。

したがって、私たち今郡上市におきましては、かなりたくさんの手を打ってまいりましたので、でき得れば、さらに打つべき手はないかということをも十分目を凝らして検討したいと思っておりますが、御提言のように、余り金はかからなくても、これは必要だというようなものは、できるだけ早く関係の団体、機関とともに手を打ってまいりたいというふうに思っています。

そのうちの1つが、先ほどもお話ございました。いろんなことをやる場合に、メッセージ性のあ

る、そんな施策を打つべきだというお話がありましたけれども、迎える側の郡上市としても、郡上市の事業者の皆さんとしても、今、コロナウイルス感染の、蔓延の非常にリスクの中で、お客様を迎えると。郡上弁で言えば「怖いなあ」という面もあるかもしれませんが、しかし、おいでになるお客さんも、「郡上へ行って大丈夫か。郡上のあのお店へ入って大丈夫か」というようなこと、先ほどもおっしゃいました。消費が単純に減少しているというんじゃないしに、おいでになるお客さんも、それこそ自分の自らの健康と命をかけて、いろんなところへいらっしゃるということですから、郡上へ行ったら大丈夫だというような、そのものが大事だろうというふうに思います。

今、岐阜県では、このオール岐阜でコロナ社会を生き抜きましょうということで、それぞれの事業所等店、あるいはいろんなところが、お店だけには限りませんが、とにかく岐阜県のコロナ社会を生き抜く行動指針に基づいて、3密は徹底的に避けていますとか、新しい行動様式で、このソーシャルディスタンス、あるいはマスク、手洗い、消毒の励行とか、従業員の体調管理とか、あるいは換気、清掃、消毒、こういうことをしっかりやっていると、こういう自己点検に基づいて、これを店頭に掲げる、あるいはいろんな事業所の前に掲げるというようなことで、皆さんに、これは市民の皆さんもそうですが、外からいらっしゃる皆さんにも安心して来ていただくと、こういうメッセージは、強力に打ち出していきたいというふうに思っております。

一つは、この県共通のこうしたメッセージを出すこととともに、今市のほうでは観光連盟のほう、あるいは観光協会のほうで、市独自のステッカー、こういう、八幡については、特にG J 8マンをあしらったようなものと、こういうようなものを、まだ、これは作成検討中ですが、こういうものをはっきり明示をして郡上へ来ていただければ、あるいは、このお店は大丈夫ですよというようなことをしっかりメッセージを伝えていくということが非常に大事だろうというふうに思っているところであります。

そのほかいろんなことの御指摘がありましたけれども、私たちはでき得限りのことをしてまいりたいというふうに思っております。

もう一つの、施策の中で、ある程度お金を数量的に注ぎ込まないと効果がないというものもあるかと思えます。

今回の補正予算の中で、先ほどもお話がありました、できるだけ市内の需要を外へ漏らさないようにすると。いわゆる例の漏れバケツの理論というのありましたけれども、せつかくの消費需要を郡上市内から外へ出さないような施策を早急に打つ必要があるというふうに思っております、そういう意味で先ほど申し上げました約40億円余に迫る定額給付金、これについては、市民の皆さんがいろんな使い道、もう生活に困っていて、すぐにでも明日の食べるものも買いたいという人もいらっしゃるでしょうし、あるいは家を離れて、学生として大学で勉強しておられる方に対する仕送りの一部にしたいとか、いろんな使い方があろうかと思えますけれども、そういう中で、ぜひ一定

額は、この郡上市の中で使っていただきたいと。

それを誘導するために、今回1億円のプレミアム分をつけて、市民の皆さんからマクロで言いますと5億円の支出をしてくださいと。そうすれば、6億円の消費需要が生まれますよと、こういうようなことをさせていただいたところであります。

そのほかいろいろと先ほどもお話がありました、高校生とか大学生に対する就学応援金であるとか、いろんなこともさせていただきましたが、財政的に申し上げますと、こうした形で事業をやろうとすると、どうしても財源が要ります。

今回、数次にわたって補正予算、あるいは専決予算を組んでまいりましたが、主として必要な市の一般財源は、とりあえず財政調整基金で対応しております。したがって、財政調整基金の様子を申し上げますと、令和元年度末、昨年度末ですが——には19.5億円の財政調整基金を持っておりました。そして、そのうち既に当初予算で4億7,000万円ほど充当しておりますが、その後、今回までに打ってきたコロナ対策関係で、ばっかりとは限りませんが、ほぼコロナ対策で7億6,000万円のとりあえず財源充当をいたしております。したがって、このままでも既に19億5,000万円の財政調整基金は、今年度末には、7億2,000万円という形になります。

先ほども御指摘がありましたように、今、国のほうでは3兆円のコロナ対応の臨時地方創生交付金を措置をするということで、第1次の1兆円分については、郡上市では2億2,600万円で行いました。したがって、あと2兆円追加になるということですから、単純に計算をすると4億円余の財源は郡上市としては何としてでも確保したいと。こういうものを既に既存に組んだ政策あるいは先ほど御指摘がありましたように、今後も組まなければならない施策というものに組んでまいりたいというふうに思っております。

非常に郡上市としては、私としては、今回こういう予算の財政の状況の中で、かなり思い切った手を打ったつもりではおります。しかし、お話がありましたように、今後も次の第4であるか5であるか、そういう4の矢、5の矢という形で打っていく必要があろうかというふうに思っておりますが、その点については、慎重にその様子を、状況を確認をしながらやってまいりたいというふうに思っております。

できるだけ市として打つべき手を打ってまいりたいんですが、そのために財源をかなり必要とする施策については、市の財政状況というものもしっかり見ながらやっていかなければいけないというふうに思っております。

いろんな市民の皆さんの困っているときにこそ役に立つのが市の財政であろうかと思っておりますけれども、市自身が立ち行かなくなってもこれまた困るということだろうと思っております。

この後、いろんな質問もあろうかと思いますが、市の市民の皆さん、各民間の事業者さんも、今コロナでお困りではありますが、市の財政もこれから民間の皆さんがお困りになるということで、例

えば、税の徴収猶予、あるいは徴収猶予ではなくて、ですが、現実には税が納められないという状態も出てくるということもある程度は予想をしておかなければいけませんので、市自身の財政の窮乏というものにもしっかり気を配りながら、必要な手を打っていかねばいかんというふうに思っております。

昔、明治維新のときに、越後の長岡藩で「米百俵」という話がございました。確かに目の前の米100俵、今飢えている人たちに即配れという考え方に対して、配ってしまえば、もうすぐ消費をされてしまうと。しかし、そうでなくて人材育成のために使おうよといった小林虎三郎という大参事がおりましたけれども、戯曲になっている「米百俵」というのがありますが、ちょっと筋は違うかもしれないませんが、そのようなことで私たち郡上市もやはりこれからの社会の変容というものに備えて、いろんな手を打っていかねばならないということも見定めながら、やっていく必要があろうかというふうに思っております。

個々のいろんな非常に有益なその他の御提案を頂きましたので、今後一つ一つ検討はさせていただきたいと思いますが、まずは今回打ったいろんな施策が、現実には市民の皆さんにどのように受入れられて、浸透して、それが、どんな効果を及ぼしていくかということを見定めながら、次にどんな手を打っていったらいいかというようなことを考えていきたいというふうに思っています。

気持ちは、私たちも先ほど田中議員がおっしゃったとおりであります。何としてでも市民の皆さんと一緒に、この困難を切り抜けていきたいというふうに思っておりますので、今後とも様々の御意見、御提言等も頂きながら、一緒になってこのコロナ対策、コロナのこの危機を切り抜けていきたいというふうに考えております。

(11番議員挙手)

○議長（山川直保君） 11番 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） 丁寧に答弁していただきましたけれども、非常に前向きな答弁だったなということを感じました。

また、市長のほうから為政者にとってやり過ぎとやらの過ぎということで、いろんな批判があるだろうというような話がありましたが、そのとき私が感じたのは、大事なことは、やっぱり体温だと思います。その市民の皆さんと一緒に温度感というか、体温感を常に持つことが、そういった批判から避けられるというか、一緒になってやっていこうという気持ちになっていくんじゃないかなというふうに思いますし、まさにその体温を伝えるのが、我々議員の役目じゃないかというふうに感じておりますので、これからも市長も必要があれば、どんどんと打っていく政策を出していきたいというお言葉を頂きましたので、市民の皆さんの体温をこれからも伝えていきたいというふうに思っています。

また、もう一つ大切だなと感じたのは、自分でも質問を作りながら感じたんですけども、こう

いうときはやっぱりスケジューリングというか、政策のロードマップというか、どういうときにど
ういう政策を打っていかうかというようなタイミングをやっぱり考えながら政策を考えていくこと
は非常に重要だなということを感じましたので、また、そういった点も議論をさせていただきな
がら、市民の声をまた届けていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山川直保君） 以上で、田中やすひさ君の質問を終了します。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時20分からといたします。

（午前10時08分）

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前10時20分）

◇ 田 中 義 久 君

○議長（山川直保君） 4番 田中義久君の質問を許可いたします。

4番 田中義久君。

○4番（田中義久君） 議長の許可をいただきました。

私にとりましては、初めての一般質問ということでございます。様々な場面で市民の皆さんのお
声を聞きながら、どんな質問をしたらいいか、いろいろと考えてきたわけでありませけれども、や
はり今回は新型コロナウイルス感染症に対する様々な対策、いろいろな分野における対策につつま
して、できるだけ市の見解というものを、市民の皆さんに分かるようにお聞きできたらと、こんな
ことで具体的な御質問を5問考えてまいりました。ぜひ、5問質問配分の中での御答弁、私も質問
をそういうことでしていけたらと思っております。よろしくお願いをいたします。

そこで、冒頭ですけれども、今般のこの感染症対策につつまして、国・県・市また医療関係者、
介護、教育をはじめ、関係の方々には、これまで経験したことのない事態が日々推移する中で、誠
実に、迅速に対策を取っていただきました。まだまだこれは経過の途上ではありますけれども、各
界の御尽力に感謝の意を表したいというふうに思います。

また、市民の皆さんも感染防止を第一に努めていただきまして、生活からお仕事まで自粛を徹底
されたこと、そして企業などの皆様からマスク等の御寄附があり、こうした危機的事態の中でも、
郡上市では心温まる多くの善意が寄せられたことは、誠にうれしいことでございました。私も、こ
れらの篤志に対して御礼の気持ちを申し上げます。ありがとうございました。

さて、質問をいたします。

これまで、郡上市では感染者が出ておりません。潜在的なことが起きているかどうか分かりませ

んが、緊急事態宣言の中、またその後、今日まで市民の皆さんの努力もあり、感染者ゼロという一安心の日々が続いております。

そこで、この感染症対策は既に2月から4か月余の時間が過ぎておりますが、この間に我々の知らないところでもいろいろなことがあったんだろうと思います。保健所の関係の方、医療機関における検査等々行われたんだろうと思います。

それにつきまして、これからの第2波、第3波のこともありますので、そうした検査体制がうまく機能しているのか、そして反省や改善すべき点があるのかどうか、またさらに今後のことでありますが、万が一、郡上市内で感染者が出た場合に、その事態に対応する準備はできているのかどうか。できていると思います。そして、県を中心とされた仕事になるかと思いますが、しっかりした体制が皆さん、安心しておられるということが大事ですから、市として承知されていること、また市として行われる対応分野も含めて、お聞きをしたいと思います。

市長さんから、お話をいただきたい。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたします。

ただいま田中義久議員からお話がありましたように、今般の新型コロナウイルス感染問題、本当に大変な問題だと思いますけれども、今日まで幸いにして岐阜県当局の大変迅速な御尽力によりまして、5月以降は、ほぼここ一人、一人、一人というような形で、感染者の確認がなされておりますが、今日現在で154人だと思いますけれども、そういう状態。

そして、お話がございましたように、本当に郡上市においてはそれぞれの皆さんの御努力、そしてまた先ほどもお話ありましたように、たくさんの皆さんから善意のマスクの寄附、防護服の寄附というようなことで、お力添えをいただいております、今日に至っていることを、本当に有り難く、この場を借りて皆さんにお礼を申し上げたいと思います。

今、お尋ねのことを少し御説明させていただきたいと思います。

まず、一番大切なことは、皆さんが、県民の皆さん、市民の皆さんが、私、新型コロナウイルスにかかっているんじゃないかとかというような御心配、懸念があるという場合に、相談をしていただくということがあります。そして、相談をしていただいて、この相談窓口は県内では県の7つの保健所と、岐阜市の保健所が窓口になっておりまして、当郡上市は関の保健所が、この帰国者・接触者・相談センターという窓口の役割を果たしております。

そして、いろいろ聞き取っていただいて、これは検査をしたほうが良いという、PCR検査をしていただいたほうが良いという判断になりますと、実際に検体を採取していただくことが必要になります。この検体の採取を、検査窓口と言っておりまして、帰国者・接触者外来という形で、その窓口を設けておりますが、これにつきましては県内に24医療機関がございます。郡上市においても

1 機関ございます。

そして、この検査をするところですが、日本において非常にPCR検査の体制がなかなか整わないという、いろんな御意見がありました。岐阜県においても、当初は県の保健環境研究所と、岐阜市の衛生試験所の2か所のみでございました。その後徐々に増えまして、県内の8病院、そしてさらには各地域の医師会等の御協力で、地域外来検査センターというものが設けられておまして、現在、岐阜県内ではおおむね1日に、少なくとも330件くらいの検体を検査することができるということになっています。

これは、一定の今のPCR検査というのは時間を要するわけですが、それで陽性と判定をされた方々は、療養ということをしていただく必要がございます。この療養は、もともとこうした感染症については、県内に感染症指定医療機関というものが、5つの医療圏ごとに1つずつ、それぞれ1つの医療機関について6床、6ベッドということで、五六、三十床の医療機関が、まさに感染症の専門病院として位置づけられております。中濃におきましては、関の厚生病院というふうに聞いております。

そして、この件についてはいろいろ、この前の3月議会でもございましたが、いろんな意見があったんですが、感染指定医療機関のほかに、県内の一般医療機関においても院内感染等をしないように隔離する措置で、一定の医療機関を必要だということでもございました。

3月ぐらいの時点では、これは県内に約80床から90床ぐらいというふうに言われておまして、私もそのように説明をしておりますが、今日においては県内でこの感染症指定医療機関のほかに、特に中等度の症状のあるかた等については、一般医療機関約97病院、458床というところが受入れ可能ということになっております。市内においても、一つございます。

そして、さらによく新聞等で言われておりますが、今回の新型コロナウイルスの関係は、非常に軽症であったり、無症状であるという方がいらっしゃって、適切な隔離とか監視、そうした看護措置をとれば、必ずしも病院に入らなくてもいいということで、現在、県のほうでは軽症や無症状の方については、言わばそういう療養の後方施設ということで、後のほうという意味ですが、ホテル等の宿泊施設の借上げをしておられます。

これが今動き出しているだけで、動くというか、体制準備が整っているだけで4施設428床ございます。中濃圏域においても関市内のホテルが1つそういうふうになっております。

したがって、今もう一つは飛騨圏域で準備は進められておりますが、一応このような形で相談、検査そして療養という形の体制が整えられているということでもございます。今、岐阜県内においては、ずっと累積の感染確認者が154人ということでもございますし、医療については今実際に入院をしておられる方は順次退院をしておられますので、10名以内というふうに聞いております。

そういうことで、医療機関がひっ迫することはないということでもございますし、それで、これ

から御指摘のように郡上市内において、これは万一感染者が出てくるかもしれませんが、療養についてはこういう順番で療養をしていただくということになると思います。

したがって、この全県的にも物すごい感染者が出たというときには、この体制で追いつかないということになれば、さらにいろいろと考えていかなければならないということだと思います。

市内においても、市、それから市の医師会、それから県、そういったところの関係者が寄っていただきまして、そういう万が一のときの体制については、いろいろと話をさせていただいているところでございます。

(4番議員挙手)

○議長(山川直保君) 4番 田中義久君。

○4番(田中義久君) パネルまで用意していただきまして、大変詳細な御説明ありがとうございました。

そういうことで、私たちもこれは起こしてはならない、起きてはならないんですけれども、万一の場合を考えて、しっかりと備えておっていただけるということで、ただいま理解をしたところでございます。ありがとうございます。

それでは、2つ目に移らせていただきますけれども、少し時間もありませんので、文書を割愛させていただきますけれども、この4月、5月の緊急事態宣言の中から、これが解除されていく、そういうプロセスにおきまして、非常にこの頃、夜の外出もだんだんしていかれる方が出てきていると。

また、一方で2次、3次の心配も出ていますと、こういうことではありますけれども、市のホームページにおきまして、オール岐阜でコロナ社会を生き抜きましょうと、こういう知事メッセージや、コロナ社会を生き抜く行動指針、また市長メッセージも実にきめ細かく市民に寄り添ってお話をされている、あるいは細かく御説明をされておるということで、大変いい、私としては印象を持っております。

そして、6月1日でしたけれども、岐阜、愛知、三重、東海3県の知事さんが、観光を含めた3県間の移動の自粛を切り替えて、深刻な打撃を受けた観光の振興策を、段階的に取り組む協働宣言を発表されました。これは、国が都道府県をまたぐ移動は6月19日以降に求めているところを、前倒しをされたものだというふうに聞いております。通勤を含めた経済圏としての往来が多いという実態も踏まえたことだと思いますけれども、まさにこれから感染予防をしっかりと行うと同時に、死活問題となります商売、仕事、経済活動の復旧復興を目指していくことが大変大事なこととなっております。

郡上市におきましても、文化、スポーツ活動、飲食を伴う会合、また市内のレジャー、行楽もこれまでの在り方に、感染防止のいわゆる新しい生活様式、これを加えつつ、順次活動を高めていく

ということが求められると思います。

これは、個人生活の上ではストレス解消や心身等の健康保持にもつながっていきます。市長さんから、その都度、思いを伝えられているところでもあります。そして、先ほども出ました一般会計補正予算につきましても、数次にわたりまして対策を取られまして、この第2号におきまして市内商店、観光業、農業等への対策も、重点的に予算措置がなされたところでもあります。そして、予算委員会におきまして、市長から誘客事業を来年まで私は待ちたくない。出来れば、この夏にも取組を始めていきたいという非常に心強い、力強い御答弁をお聞きしました。

感染予防と産業復旧、この相対する取組をどうか取りさされて、これからのウイズコロナ、この時代をどう生き抜くべきか、この際、市民の皆さんに市長のメッセージを送っていただきたい。そういうふうなことでお伺いをいたします。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

今お話がありましたように、日本国内においては地域において若干のいろんな違いがありますけれども、最初の、とにかく感染防止ということで、あれをしない、これをしないという自粛、あるいは営業をしないとか、外出はしないとか、いろんなそういった生活から一定の行為、行動は許容されるようになってきていると。

そういうことで、片一方で感染防止ということを決して揺るがせにしない、おろそかにしないで、なおかつ経済活動や社会活動を徐々に回復をさせていくと。しかし、その経済活動や社会活動、教育、いろんなものはございますが、それは従来と全く同じに戻れるという意識ではなくて、やはりコロナは人とともにやってくると、そういう意識をしっかりとって、感染防止ということを中心に心がけて、そしてそのための対応をしっかりしながら、そしてなおかつ外からおいでになる方も迎えていくと、こういうことだろうと思います。

したがって、今までいろいろとできるだけ外からおいでにならないようにと、迷惑もおかけしますからという形から、やはりもう先ほどお話がございましたように、東海3県においては、3県間の移動はオーケーにしよう。あるいは、国においても6月19日から都道府県境を越えた移動、外出はオーケー、あるいは8月1日からは観光行動としても、国内の観光はやっていただいているという形にしようということで、いよいよ活動期に入ってくるということだろうというふうに思います。

こういう中で申し上げたいことは、市民の皆さんにもぜひとも御自身の健康は守っていただく、そしてせっかく郡上へおいでをいただいた方に、いろんな意味で感染ということが起こらないように、万全の対応をしていただきたいということ、思っております。

これは、郡上の方は今まで感染者は確認がないということですから、本当にそういう意味では外

から持ち込まれるんじゃないかという面だけを、恐れられておるかもしれませんが、しかし分かりません。どういうときに、やはり知らず知らずのうちに感染しているということもあるかもしれませんので、大切なことは移さないし、移されないと、こういうしっかりしたスタンスを持って、対応してもらいたいというふうに思っております。そのためには、先ほど申し上げたような、他の質問者に申し上げたようなことを対応してまいりたいというふうに思います。

それから、今経済を回していくというお話がございました。これは、これからそういう形で回復を、経済的な回復をしていきたいわけですが、まずは市内の消費、そうしたものからぜひとも御支援をいただきたいということでもあります。よく言われる郡上市の消費が外へ漏れているという、バケツの漏れがあるということを言われますが、できる限り消費需要を域内で消費をしていただくと。

これが、お互いの助け合いになるという意識を持って、今回の特別定額給付金の消費であっても、その他いろんなものについても、そうした行動をしっかりとっていただきたいと。そのために、呼び水として今回1億円のプレミアムを付けて、商品券等を発行するということとさせていただきますので、ぜひとも、まずは足元からみんなで地域の経済を元気にしようと、こういうことで進んでいていただきたいということを、私からも心からお願いをいたします。

(4番議員挙手)

○議長(山川直保君) 4番 田中義久君。

○4番(田中義久君) ありがとうございます。まさに、移されない、移さない。感染症の抑え込みこそが最大の経済対策でもあると、こういう方がありました。そして、同時に経済活動も一方で命に関わる問題だと、こういうことを解説する方もございました。やはりしっかりした対策の上に、経済活動をしっかりと回復させていくと、こういうことの取組、かじ取りをしっかりとお願いをしていきたいと思っております。

そこで、市長にお伺いします。観光立市です。観光立市を旗印にして、これからの郡上市の振興発展に取り組んでいこうとされている日置市政、まさに今回のこの感染症の問題は、大きな壁に立ちふさがれたような格好です。

そこで、伺います。今回の事態、そしてなかなか回復が難しいとされている中で、市長御自身から今日の状況を踏まえて、観光立市を堅持、維持し、そしてこれを今後展開させていくことにつきましての御見解を伺いたいと思っております。

○議長(山川直保君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) お答えをいたしたいと思っております。

まず、観光のただいまの質問にお答えする前に、私は田中議員に対してこれまで郡上おどりの運営委員会の会長として、大変御尽力をいただいて、今回、今年の夏の郡上おどり全日程の開催を見合わせるという、苦渋の決断をするまでに様々な皆さんの御意見を取りまとめて、その方向づけを

して、退任をなさったということに対して、深く敬意と感謝を表したいというふうに思います。誠にありがとうございました。これからも、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

ただいま、お話がございました観光立市郡上ですが、まさに私も平成29年のときに観光立市郡上ということを行い始めたときに、まさか全世界的にこのような形で人の移動が制限される事態が来るということは、ちょっと予想しておりませんでした。これから、観光というものがやはり地域の経済を引っ張っていく一つの大きな牽引力になるという想定の下に申し上げてまいりましたけれども、各種の施策をやってまいりました。

しかし、今日、ここへ至って状況が変わりましたけれども、観光立市郡上の看板を下ろすということは毛頭考えておりません。やはり地域の牽引力ということで、地域外の活力を引き込むということは、今後どのような環境になっても必要なことでありますので、環境が変われば変わったように、あるいはそういう時間が持続すれば、その時間を耐え忍びながら、知恵を絞っていくということが必要だろうというふうに思っております。

まず、今最近こうした状態の中でよく言われることですがけれども、日本の観光というもの、大変最近ではインバウンドと称して、海外から来られる方が大変多うございまして、それがまさにほとんどゼロに近い形でストップをしておりますけれども、しかし、観光庁の発表しております日本の観光消費27.9兆円、2019年で27.9兆円とございますが、日本人が消費をしておる観光消費というのは、そのうちの8割余ということでございます。

確かに、17%ほどはインバウンドの方が日本で消費をしていただくということでもありますけれども、したがって全く観光の需要がゼロになるということではありませんので、まずは最初は国内の観光客というような方を、ぜひとも安心してお迎えできるような、そして魅力ある観光ということを打ち出していくということが必要だろうと思います。

最近は大変、したがって近場の観光、最近マイクロツーリズムというような言葉も出ておりますけれども、そうしたところから始めていくという形でいかなければいけないというふうに思っております。そのためには、全国各地がまた国内観光の市場を目指して殺到するわけですから、大変、競争もそれだけでも大変だというふうには思いますけれども、先ほど来申し上げますように、私たちはしっかり感染対策をしながら、郡上へ来ていただければ、安心して、そして温かいもてなしが受けられるよという形の観光地として、まずは当面は頑張っていく必要があるかと思っております。

そういう意味で、いろいろな観光の魅力というものを訴求していくというようなこと、あるいは今回のいろんな誘致策というようなものを講じて、しっかりやってまいりたいというふうに思っております。

先ほども申し上げますように、郡上へ来れば観光客も移されない、移さないという形で、安心してこられるようにしっかり対応してまいりたいというふうに思います。

(4番議員挙手)

○議長(山川直保君) 4番 田中義久君。

○4番(田中義久君) 観光立市につきましての、市長のこれからのビジョン、しっかりお話をいただきました。どうか、その展開が大きな波及効果を持って、郡上市の振興・発展に効果を持ちますように、期待をするものでございます。

その上で、関連して御質問をさせていただきますが、今言ってくださいました郡上おどり、白鳥おどり、また拝殿踊りが、この夏は開催を見合わせるということになりました。この夏の観光関連産業は、果たしてどうやってしのいでいくのか、本当に皆さんにとっては大きな大きな死活問題ではないかというふうにしております。いろんな方と話もしてきております。

その経済波及効果を考えますと、市内の多くの幅広い分野にまたがる課題でございます。今回の判断はやむを得ないことでありますが、観光立市を今後堅持していくときに、この観光産業、この関連体系というものは将来にわたって継続発展していく、そういうことも非常に大事なことであります。そうしますと、これまで以上にこのことにつきましての観光立市としての特別対策、これがやはり郡上市としては、他市にない取組として取り組んでいかななくてはいけないのではないかと、こういうふうに思います。

市の対策につきましては、市長の方針の下に商工観光部、そして外郭といえますか、市ではありませんけれども、観光連盟、観光協会、皆さん大変いろいろと知恵を出し、汗を出しておられるわけですが、商工観光部長からこの危機的状況を乗り越えていこうとするために、どういうふうな政策、施策を持ち込んでくるのかということをお聞きしたいと思っております。

合わせて2問にしておりましたけれども、本日ちょうど10時からコロナ対策の宿泊割引クーポンが、岐阜県から売り出されるわけでありましてけれども、まさにそのクーポンの中に郡上市はどのように入り込んでいったのか、いけるのか、これは非常に大事なことです。いろんなことを言っていたって、そのクーポンが郡上のために活かされなければ、郡上にとって効果を持ちませんから。ですからそういうふうな戦略的な取組は非常に必須であると思っております。

郡上が選ばれる手配、それからそのためにお客様に来てもらう前の今の仕込み、今の取組は非常に重要になると思っております。さらには、国のGoToキャンペーンもあります。ぜひ、この部分も含めて商工観光部長からお話をいただきたいと思っております。

○議長(山川直保君) 商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長(可児俊行君) それでは、お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、緊急事態宣言は解除されたものの、東京や北九州において新たな感染の兆候が出るなど、予断を許さない状況でございます。

郡上おどり、白鳥おどり、白鳥の拝殿踊りは、5月29日の記者会見において、今年の郡上のおど

りの全日程の開催を見合わせることを発表したところでございます。昨年は、郡上おどりは年間約30万人、白鳥おどり、白鳥の拝殿踊りは合わせて年間約8万人の踊り客でにぎわいを見せたところでございます。

しかし、郡上のおどりの全日程の見合わせによって、夏の観光客は確実に減少することが予測されるところでありまして、観光事業者にとっては大きな損害をもたらす状況にあります。

国におきましては、8月1日から全国的な観光振興の行動を緩和する方針であり、それに合わせて国は第1次補正予算においてG o T oキャンペーンを準備しまして、期間中に旅行商品を購入した場合に、代金等の2分の1相当の支援を行うとされております。また、岐阜県におきましても、宿泊促進、周遊観光を促す商品造成の支援など、観光需要の喚起や経済循環に対する対策を講じていくというふうにされております。

郡上市としましては、今シーズンの郡上おどり、白鳥おどり、白鳥の拝殿踊りは見合わせることになりましたが、郡上おどりと白鳥おどりにつきましては、縁日などをピックアップして、ライブ配信を行う準備を進めておりまして、日本全国だけではなく、世界に向けて郡上おどり、白鳥おどりをPRすることを考えているところでございます。その際に、郡上市固有の様々な観光情報や、季節を先取りした情報も合わせて配信をしまして、新型コロナウイルス感染症収束後に、訪れたい郡上もPRしていきたいというふうに考えております。

また、商工観光部では、郡上市観光連盟と常に連携をしながら、様々な施策を実施しているところではございますが、新型コロナウイルス感染症の蔓延が懸念される当面の間は、郡上市民の皆さんに市内の観光を楽しんでいただきながら、地域経済の活性化を図る事業を考えているところでございます。

支援といたしましては、現在実施しています市内宿泊施設の利用促進を図ることを目的とした、市民限定宿泊助成事業を9月末日まで延長するとともに、6月補正の郡上で遊ぼう支援事業、郡上満喫体験型観光割引助成により、新型コロナウイルス感染症が発生していない郡上で、市民の皆さんに安心して楽しんでいただきながら、地域経済を活性化していきたいというふうに考えております。

この取組につきましては、これまであまり触れることのなかった地域の様々な資源に、市民の皆さん自らが実際に体験しながら、その楽しさや良さを再認識していただき、コロナウイルス感染症収束の際には、市民の皆さん自らが郡上市への誘客を促す広告塔となっていただきたいという思いもございます。

加えまして、宿泊業者を支援するためのオンライントラベルを利用した国のG o T oトラベルキャンペーンを有効活用するとともに、郡上市でも独自の宿泊割引クーポンを発行いたしまして、宿泊・体験施設利用割引クーポンとの活用を図りながら、体験と宿泊を一体とした市内滞在型観光を

促進することにより、効果的な誘客を行っていききたいというふうに考えております。

なお、県の事業と市内の滞在型観光を絡めてPRしながら、市外からの誘客も積極的に取り組みたいというふうに思っております。具体的に申し上げますと、郡上満喫体験型観光割引助成のウェブページに、郡上市独自の宿泊割引クーポンである、郡上で泊まろう支援事業をリンクさせることで、市内の滞在型観光を積極的に促します。また、国のGoToトラベルキャンペーンや県の宿泊割引クーポンの活用を体験助成のウェブページで周知をいたしまして、効果的な誘客を図ります。

さらに、市民が体験助成を利用される場合には、市民限定の宿泊助成事業を併せて周知をしまして、事業効果を最大限に高めたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長(山川直保君) 4番 田中義久君。

○4番(田中義久君) 特別対策を伺ったのであって、今まで補正予算を組んだものを超えて、何をやるかということを知ったわけですよ。やはりおどりの里であり、あるいはアウトドアのメッカであります。そういうところにお客さんが来れなくなった。それを、どうやってこれから維持しながら、発展させていくということについて、たくさんの今言われたように対策を打たれましたけど、もう一弾の対策が必要ではないかと思えます。

3日ぐらい前に国会中継見ていたら、片山虎之助参議院議員が、安倍総理に10兆円もの予備費を作って、憲法違反だと言っていました。そのときに、安倍総理はこれだけのことをしていかなければならない事態だと、防衛省の倍くらいの予備費なんですわね。

ですから、僕は今回の郡上市におきましても、これだけの夏に多くのお客さん、また冬もウインターリゾートがあります。それへ向けまして、しっかりと予防対策をとりながら、それだけの日本に冠たる観光郡上の、そしてその対策というのは、それはやっぱり観光部長が市長に申し上げて、そこまでの金はないぞというくらいの、観光部長が大きな取組、それだけ戦略的な取組、そして実は今回のクーポン券を発売しているところは、ある程度限られています。そこに潜り込んで、その商品化を造成してくると、そういう取組は非常に大事じゃないかというふうに思えます。これはちょっとそういうことで、申し上げておきます。よろしく願いしたいと思えます。

先ほど御説明なったことは大変細かく、きめ細かくやってもらっておりますので、それはそれでいいんですけど、その次の段階としてお聞きしたいということでありましたので、市長、一言だけですね、第2次補正までやっていただいた、第1次、第2次専決もやっていただいたんですけど、その上で、観光立市をやっていく上で必要な補正予算が必要だということになれば、ここで打ち止めということではなくて取り組んでいくんだと、こういうことをイエス、ノーというくらいの短いお言葉で結構ですけど、お聞きしたいと思えます。

○議長(山川直保君) 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 先ほど、田中やすひさ議員にお答えしたとおり、事態の推移を見ながら、そして私も今回郡上においては、この郡上の踊りが無いということについては、大変危機意識を持っております。踊れないというだけで、郡上の八幡やいろんなどころの観光がもう全部だめだということのないように、例えばこの吉田川の水辺で遊んでいただきたいとか、そういう持っている良さをしっかりアピールする中で、来てもらうようにしたいというふうに思います。

（4番議員挙手）

○議長（山川直保君） 田中義久君に申し上げます。5分以内になりましてからの質問でございますので、再質問のみ許可をいたします。

4番 田中義久君。

○4番（田中義久君） 関連して述べるだけでよろしいですか。質問じゃなければ。

○議長（山川直保君） はい。どうぞ。

○4番（田中義久君） それでは、今のことにつきまして、一段の取組をお願いしたいということでございますし、テレワークにつきましては、先ほども出ましたけれども、やはりもう既に欧州では在宅勤務が標準だというふうな記事も日経に出ていました。この間の土曜日の特集で出ていました。大きなそういう流れになっていると思います。ドイツ、イギリスでは法制化するということがありますし、アメリカでも民主導で定着していくというふうに言われております。日本はなんか遅れをとった感がありますが、この動きが大きく進んで、我が国の都市と地方の在り方を変えるような可能性も感じます。

郡上市においては、既にHUB郡上、8年前からテレワークセンターをやっておられますので、こういうことも、今回の感染症対策の一環の産業振興としては、テレワーク、リモートワーク、サテライトオフィスづくりと、非常に重要なことでもありますので、市長に取り組んでいただきたいということをお願いさせていただきたいと思います。

あと、BCPにつきまして、最後に質問を上げておりましたけれども、時間がなくなったので、準備してもらって大変申しわけありませんが、やはり一番目にお聞きしたように、感染者がないときにしっかり感染者が万が一起きたときに対応していただけると、そういうふうな体制をとっていただいている。同時に、BCP事務事業のこの継続計画、これしっかり表に出されて、そしてこういうときはこういう人数で職員は対応するけれども、そして何かあったときにこれをつないでいけると、そういう形を、目に見える形において、市役所においても展開されると。そういうことが、必要になっていくというふうに思います。

ぜひ、庁内の横断的な問題ですので、副市長にお尋ねしようと思ったわけですが、時間が来ましたので、この件につきましてはぜひこの寺田寅彦、この言葉を持ち出すまでもなく、悪い年回りはいつかはやってくるんだと。今やってきておるわけでもありますけれども。そして、このよう

な事態がさらに一段と厳しくなっていくということも今さらに考えておいて、それに対応していくんだと、そういう備えを怠らないようにしてやっていきたいと。

それにつきましては、私たちもあるいは市民の皆さんも市と一体となって取り組んでいかれるというふうに、今回の取組で感じましたし、そういうことの中で強い郡上が、必ず再生して人口の問題も、様々な問題を乗り越えていくんだということで、これから取り組んでいきたいというふうに思っております。

非常に、市長さんからも商工観光長からも御答弁いただきましたけれども、ありがとうございます。私の稚拙な第1回目の一般質問でありましたけれども、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山川直保君） 以上で、田中義久君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分を予定しています。

（午前11時00分）

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前11時15分）

◇ 野田勝彦君

○議長（山川直保君） 9番 野田勝彦君の質問を許可いたします。

9番 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） 9番、野田勝彦君でございます。日本共産党、野田勝彦君でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして2問。大項目は1問ですが、小項目2問について質問いたします。

前お二方の質問の前置きがございまして、様々な市民の対応やあるいは市の努力などそういう点からもいろんな発言がございましたので、私の方はそれは省かしていただきまして、いきなり質問のほうに入らせていただきます。

前々回の3月議会の折、令和2年度の一般会計の予算が審査されたわけですが、その規模は一般会計は272億円余と。そういう内容で、前年比は8億円ほど減額になっております。比率にして3%の減額であります。

しかし、その減額は繰入金で、これは財調ですが、13億円ほどございまして、ほかに若干の市債と国庫支出金が減額であります。そのほかはほぼそんなに大きくもないんですが、増額を想定されております。特に、市税もわずかながら増額ということで、私はこのとき本当にこの増額で想定しているのかという質問をいたしました。そのときはもっぱら昨年10月に引き上げられた消費増

税が10%になって、その影響のもとで歳入が減るのではないだろうか。特に市税のほうについては心配をしたわけでありましたが。御答弁の中で、税は前年度に対する課税であるので、さしたる影響はないだろうという答弁でありました。

しかしながら、不幸なことにこういう新型コロナウイルスの影響のもとで、消費税の影響どころかそれをはるかに超える影響が出るのではないかと私は心配をしております。

そこで、質問でございますが、歳出はちょっと別にして、歳入の中で国や県から様々な交付金や、あるいは譲与されるものがございます。これらは市の努力ではどうにもならんところがございますので、これちょっと省かせていただきまして、市税、分担金や負担金、使用料、手数料、こういうのは市民の皆様が様々な形で負担をされるわけですが、この現在の段階でなかなか想定は難しいと思いますけども、一体どれほどの影響を受けるのか。多分減額にはなると思うんですが、その想定はどのようにされているのかを質問したいと思います。これは、個々の大変多岐にわたる項目がございますので、個々については時間もかかりますし、大変でしょうから、およその概算といえますか、概要で結構ですのでよろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 野田勝彦君の質問に答弁を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） では、御質問にお答えをさせていただきたいと思います。多少、個々の点につきましても、触れさせていただきますので、お願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、著しく収入が減少した場合等に置いて、事業継続や市民生活の維持に影響が出ないよう、市民税ですとか固定資産税、軽自動車税などの市税や国民健康保険税、それから介護保険料、市営住宅の家賃、敷金、水道料金、下水道料金、郡上ケーブルテレビ料金につきまして、減免、もしくは徴収猶予の対応を現在しておるところでございます。広報郡上や市ホームページで周知をしているところでございますが、これに伴いまして、議員御指摘のとおり、収入の減少が見込まれるところでもありますけれども、市税におきましては6月1日現在で約600万円の徴収猶予の申請がなされておる状況でございます。これに今後の推定される分の申請を加味しますと、最終的には7,000万円ほどの徴収猶予の申請があるのではないかというふうな推定をしておるところでございます。ただし、さらに申請が増加する可能性もあります。

そのほか、住宅使用料では、3件、37万1,000円の減免の申請が発生をしております。

水道料金につきましては、数件の猶予の申請がありますけど、12月までには納入される予定というふうになってございます。

国民健康保険税や介護保険料、そして後期高齢者医療保険料の減免につきましては、全額国負担となっているため、実質的には減収とならないというふうと考えられます。

それから、負担金につきましては、主に学校給食の負担金において、4月、5月の臨時休校によ

り、3,500万円ほどの減収が見込まれるわけですが、賄い材料費の支出もございませんので、実質的には減収にならないというふうには考えております。

それから、使用料、諸収入につきまして、市営施設等が4月、5月に使用停止になったこと、それから、市立の幼稚園、保育園が臨時休園になったことによりまして、把握できている分で収入が600万円ほど減少をしておりますけれども、これも施設の使用が再開されていますことから、全体として最終的にどれぐらいの影響が出るかということにつきましては、現時点では不明であるということでございます。

今後も使用控えですとか第2波の到来がある場合には、同様の現象が続く可能性があるというふうに思われます。

それから、病院とか介護施設におきましても4月、5月は診療、それから利用の減少がありまして、見込みとしましては市民病院で1億3,970万円、白鳥病院で1億5,890万円と収入に大きな影響が出ている状況でございますが、特別減収対策企業債の活用も視野に入れながら減収を補填するための対策を現在検討をしているところでございます。

総務省の4月の家計調査によりますと、1世帯当たりの消費支出が前年同月比で11.1%減少しており、全国的に消費が落ち込んでいることから、今後消費税及び地方消費税が減少し、その影響により地方消費税交付金も減少することが予想されます。

新型コロナウイルス感染症の市の歳入に対する影響は令和2年度より、むしろ令和3年度予算のほうが大きく表れると思われれます。市税のうち、市民税については前年の収入により当該年度の税額が決定することから、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年中の収入が減少し、市民税は令和3年度において減少することが予想をされます。市内への影響が比較的少なかったため、比較するにはちょっと不適當かもしれませんが、平成20年のときのリーマンショック後の平成21年度の市民税におきましては、約1億5,000万円ほどの減収になっているということから、それ以上の相当の減収を想定しておく必要があるというふうに考えております。

景気の悪化によりまして、企業の設備投資が控えられる場合には、固定資産税の償却資産にも大きく影響を及ぼしてくるということが予想されることから、令和3年度課税の固定資産税については、中小事業者等に対する軽減措置により、減収となった場合は全額国の交付金により補填されるということになっております。所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税が原資となる地方交付税におきましても影響があると思われれますが、国の地方財政計画において歳出の総額が確保される限りにおいては普通交付税または臨時財政対策債として財源措置されるものと考えられます。

今後、今年度総額でどれぐらいの減収となるかということにつきましては、現時点では非常に不確定な要素が多くて、なかなか数字でお示しするのが難しいところではありますが、病院事業では3億円弱、それから一般会計のほうでは徴収猶予も含めまして1億円ほどの減額になる可能性があ

るのではないかというふうに考えられます。ですが、これは現時点での推計の額でございまして、実際にさらに増額となる可能性は十分あるというふうに思います。

前に述べましたように、影響が大きく出るのはむしろ令和3年度予算においてであると思われることから、今後の市税の見込みですとか、令和3年度地方財政計画の動向には特に注意が必要であるというふうに考えております。今後も引き続き、減収状況を適格に把握して、減収の補填に対して対応が必要となる場合は、減収補填債、それから地方税の徴収猶予特例債などの活用も含めまして、いろいろ検討をさせていただいて、予算の適正管理に努めてまいりたいというふうに思います。

(9番議員挙手)

○議長(山川直保君) 野田勝彦君。

○9番(野田勝彦君) 詳細にわたり、御説明いただきまして、ありがとうございます。

お聞きしましたところ、やっぱり想定されるところは非常に大きな影響を受ける。それほどでもない、例えば給食費なんかはプラスマイナスになれば影響そのものはあまりないんですが、やはり御説明にもありました病院の会計ではこれは本当に深刻だと思います。私、市としては直接の責任はないにしても、民間の病院さんに本当に大変な事態になっているんじゃないかと思って懸念をいたしますが、市としても何らかの方法で支援ができれば本当にありがたいのではないかと思います。

それから、御指摘ありましたように、本当に重大な問題になるのは来年度予算であると。これは推して知るべしであります。様々な国からの支援というはあるんですが、それにしても市の財政収入というのは今までの慣例ではとてもいかないと。それぞれ緻密なやっぱり計算といいますか、想定をしながら予算を組むよりほかないと思いますが、どうかひとつ大変な作業であります、よろしく願いをしたいと思います。

2問目に移らせていただきますが、今、国からの支援が問題となっておるわけですが、第1次の補正予算の中では1兆円の地方創生の臨時交付金が決定されております。これについては、先ほど市長さんの説明の中にありましたように、約2億2,000万円ほどの郡上市への配分があると。これについてもほぼその用途につきましては概ね済んでいるといいますか、その配分につきましては、その方法は決まっているんじゃないかと思いますが、様々な要求の中で、飛躍的に全国の市長会も飛躍的な増額というのを求めておりました第2次の補正が2兆円ございました。合わせて3兆円になるんですが、本当ならば5兆円、10兆円とそういう額も必要になってくるかと思えます。しかしながら、とりあえず今3兆円の中でこれをどういうふうに市として活用していくのかというのは大きな課題になろうかと思えます。

そこで、質問ですが、この地方創生臨時交付金の交付の方法といいますか、どんな形で交付がされてくるのか。それから、先ほど説明ありましたので分かりますが、市の交付の上限額は2億2,000万円。ただ、第2次分についてはまだこれからということがございますので、おそらく4億

円ぐらいになるのではないかと想定はされるかもしれませんが、その第二次分を活用及びその使用目的といたしますか、対象をどのように考えておられるかについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（山川直保君） 市長公室付部長 河合保隆君。

○市長公室付部長（河合保隆君） 失礼をいたします。ただいま3点について、御質問をいただきました。回答におきましては、初めにこの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の概要と交付の上限額の考え方について、そして次に、交付の方法と活用方法などの順で御回答を申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますけれども、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済、また、住民生活を支援し、地方創生を図るために地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるように創設されたものでございます。4月30日に成立をいたしました国の第1次補正予算では、臨時交付金1兆円が計上されたところでございます。このうち、地方単独事業分に充てられます約7,000億円につきまして、人口や感染状況、財政力等を勘案した算定方法によりまして、郡上市へは交付上限額として2億2,636万7,000円の配分が示されたところでございます。残る3,000億円につきましては、国庫補助事業の地方負担分といたしまして今後配分額が示される予定となっております。さらに、地方における様々な対応、取組を支援するといたしまして、6月12日に成立いたしました国の2次補正予算でございますけれども、同交付金に2兆円が追加をされ、1次補正分と合わせまして3兆円となったところでございます。

今回の2次補正予算で増額された2兆円につきましては、全額を地方単独事業の財源に活用するとされておりまして、その配分につきましては家賃補助を含む事業継続や雇用維持への対応に1兆円を、新しい生活様式に向けた取組に1兆円を振り向けるというふうにされております。そして、各自治体への配分でございますが、現時点においては国からの通知はまだきておりません。ただ、報道等によりますと、家賃補助などの対応分につきましては、休業要請による企業などへの影響が大きい都市部の自治体にも配分ができるように感染状況や事業所数などを考慮して算定され、一方で感染拡大防止と社会経済活動を両立させる新しい生活様式への対応につきましては、感染状況の違いに関わらず取組が必要となりますので、人口や財政力、高齢者数などをもとに算定、配分され、財政力が弱い自治体にも行きわたる仕組みとなっているというような報道になっております。この点につきましては、国の通知を待つて確認したいというふうに思っております。

次に、交付の方法、そして市の活用の方法ということについてお答えを申し上げます。交付に当たりましては、臨時交付金の対象とする事業の概要、事業費、実施時期などを一覧表にまとめまして、実施計画というものを作成いたします。これを国へ提出いたしまして、国においてこの実施計画を確認、審査をし、交付額が決定されるということになります。

郡上市では第1次補正予算で配分された臨時交付金につきましては、本議会でお認めをいただきました専決を含む補正予算に計上した事業の中から子育て世帯への臨時特別給付金の上乘せ給付や観光事業者に対する施設固定経費の一部補助、緊急事態宣言延長に伴う市単独の協力金などの交付。こういった直面する課題に対応するための5つの事業、総事業費5億9,911万8,000円の実施計画を去る5月26日に提出をさせていただきました。現在、国において審査をされておりまして、今月下旬には交付決定されるのではないかとというふうに考えております。

また、今回の2次補正で追加配分される交付金、交付額につきましては、この実施計画にさらに追加をしていくことを想定をしておりますけれども、この点につきましても国の通知によって対応してまいりたいというふうに考えております。

臨時交付金は交付決定前であっても、4月1日以降に新型コロナウイルス感染症対応として実施した事業であれば遡って対象になります。郡上市ではこれまで地方単独事業分といたしまして、約7億円を予算計上をいたしまして事業を進めてきております。先に提出をいたしました実施計画に計上しきれなかった事業を追加するとともに、引き続き、感染拡大の防止、そして雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復という視点での対応はもちろんですけれども、新しい生活様式に対応した施策についても検討していかなければなりません。詳細な通知が到着次第、制度の内容を確認の上、必要な事業を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

(9番議員挙手)

○議長(山川直保君) 野田勝彦君。

○9番(野田勝彦君) 総額で約7億円になるのではないかと。5億9,000万円の要求がでておるといふこと。特に我が郡上市の場合は、感染状況による配分というのはそれほど大きくはならないと思いますが、ただ、財政力やその他地方単独事業の内容によっては大いに活用ができると思いますので、特に私が期待をいたしたいのは医療提供の体制を整備するという、これはこういう機会にこれを活用しながら市民のための医療体制の整備というのは是非とも私は考えておいていただきたいと思っております。

よく言われるように、災害に対しては、私たちは非常に敏感になっておりますし、様々な備えや対策を講じるんですが、こと医療、特にこの感染症に対しては、どうしても疎かになりがちであると、私はそんなふうに見ております。この感染症対策も災害と同等に備えておかなければならないことだと思っております。市民の命、健康を守るためには是非ともそういった観点からの臨時交付金の活用をお願いしたいと思います。

多くの学者や政治家の中にも一部の方々が何よりも消費税減税が景気回復の今後の日本の経済を回復するためにも切り札であるというふうには言っておりますが、消費税は国民や市民が消費しなけ

れば入ってこない税でありますので、当然ですけれども、これも来年度は大幅に減少する可能性が高いと思います。そんな意味で私たちの財政、本当に市の財政も来年度に向けては今以上に深刻な事態を迎えなければならぬというふうに考えておりますが、私自身も含め、議会も、そして市の執行部体制も協力しながら対応にまい進したいと思っております。

時間残しましたが、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山川直保君） 以上で、野田勝彦君の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時39分)

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 長岡文男君

○議長（山川直保君） 2番 長岡文男君の質問を許可いたします。

2番 長岡文男君。

○2番（長岡文男君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

本日は新型コロナウイルス感染症に関する質問が続いておりますが、5月には市議会から市に対しまして8項目の緊急提言を提案させていただいております。市ではそういった提言等に基づき、各種の政策あるいは予算化等、迅速に対応していただいておりますこと、まずもって感謝を、御礼を申し上げたいと思っております。新型コロナウイルス感染症につきましては、命を守ること、感染予防といった、そういった面と、経済活動の両方をどう支えていくかという、そういった段階に入ってきたかと思っておりますが、今後も継続的なお取組をお願い申し上げたいと思っております。

さて、そうした状況下ではございますけれども、私たちの生活の時間は止まることなく進んでまいります。今までの地域の課題にも目をそらすことなく一つずつ丁寧に取り組んでいかなければならないと思っておるところでございます。そこで、私は今回、郡上市高等学校通学費補助金交付制度についてお伺いをしたいと思います。

本制度につきましては、平成30年の3月より、市内高等学校の生徒の確保、高等学校の維持存続を図ること並びに保護者の経済的な負担の軽減を図ることを目的に創設がなされております。今制度の市内高等学校2校の維持存続の目的は、十分理解できるものでございます。市外の高校に通学する、あるいは希望する生徒・保護者の中には、同じ市民であるのに、あるいは同じ税金を納めているというのに、そういった不公平感を訴えられている方もお見えでございます。この制度の趣旨

は分かっておるものの、納得ができない部分もあるということでございます。交通費の助成があるからというそういった理由で市内の高等学校に進学したという方がどれくらいお見えなんでしょうか。高校の近くではない、そういった地域の方、補助金がなくても大半の方が近くの市内の高校に行かれる場合が多いのではないのでしょうか。高等学校進学における学校の選択は、自分の学びたい科目の履修であったり、通学距離であったり、専門的な指導者の有無あるいは経済的な問題等、いろいろな理由があろうかと思いますが、私は市の政策が決して選択肢の広がりをお妨げすべきものではないと考えております。あるいは、妨げなくとも影響を及ぼすものではあつてならないと考えております。各高等学校がそれぞれ魅力のある経営あるいは運営を行うことが一番大事なことでないでしょうか。

以前ですが、市長の御答弁の中で、経済負担軽減の部分においては、問題点や課題点として考えなければならない点もあるというお話を伺っております。制度が始まり2年余りが経過いたしました現在、補助金の申請の実績あるいは補助制度が始まる以前から現在までの中学校卒業後の進学先の状況、高校ですね、あるいは旧町村別にどういった状況になっているのか、まずその点をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（山川直保君） 長岡文男君の質問に答弁を求めます。

教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） それでは、お答えをさせていただきたいと思ひます。

初めに、補助金の実績でございますが、補助の制度が始まりました初年度の平成30年度でございますけれども、前期分と後期分を合わせた交付人数の合計は、郡上高校が350人、郡上北高校が143人で計493人ございました。また、前期分と後期分を合わせた年間の補助金額は、2校で1,192万1,500円でした。

次に、2年目の令和元年度、昨年度でございますが、交付人数は前後期合わせて、郡上高校が337人、郡上北高校が110人で計447人、年間の補助金額は、2校で1,207万4,500円となっております。

2年間の状況を比べてみますと、人数は令和元年度は平成30年度より全体で46人の減少でございます。補助金額は、令和元年度は平成30年度より全体で15万3,000円の増でございます。この変動の要因を少し考えてみますと、市内中学校の卒業生の数が平成29年度——平成30年の3月の卒業でございますが、この29年度卒業生が433人、平成30年度卒業生が354人で、79人減少してございます。この減少分が翌令和元年度、昨年度の補助の合計と人数に影響した一員ではないかと考えております。一方で、人数が減少したにもかかわらず補助金額が増加しているのは、市外、遠距離の通学者が占める割合が増えたものと思われまふ。

次に、補助制度が始まる以前から現在までの市内中学校卒業後の進学先の状況について、割合で

説明させていただきたいと思います。

初めに、市内の高等学校への進学割合ですけれども、平成28年度卒業生——29年3月の卒業生でございますが、その77.9%が市内の高等学校へ進学いたしました。同様に、平成29年度卒業生は少し下がりました76.9%、平成30年度卒業生は76.8%、令和元年度卒業生は72.6%となっており、現時点では全体的に微減の傾向にあります。

次に、市外の高等学校への進学割合について御説明します。市外の公立高校の普通科への進学割合を見ますと、補助制度を導入した年の前年——平成29年度でございますが、前年が約7%であったのに対し、導入後は約5%で推移をしております。

参考までに、市内高等学校にない専門学科、例えば商業科や工業科などのある学校への進学割合ですけれども、これは補助制度導入前、導入後とも約5%~6%となっております。それから、サッカーですとかバレーボール、バスケットボールなどの部活動の強豪校への進学割合ですが、補助制度導入前、導入後ともこちらが約7%~8%となっております。これは補助制度との相関関係はないのじゃないかと考えておりますが、相関関係はないのじゃないかと考えておりますけれども、割合はあまり変化の見られない状況であります。

次に、旧町村別ということではありませんが、中学校別の特に目立った進学状況の特色について御説明したいと思います。

白鳥中学校ですけれども、白鳥中学校は補助制度の導入前から現在まで、市内への進学率が82%前後の高い数字で推移をしております。これは特に郡上北高等学校との連携校として実績があり、生徒の部活動や授業、共同行事の実施等のいわゆる交流事業、それから教師の学校へのお互いの乗り入れが行われていることなどによるものと考えられます。

また、補助制度導入前に比ばまして市内への進学率が上昇したのが郡南中学校でございますが、導入後は市外、市の外の公立高校の普通科への進学は減少しております。これは、一面では補助制度の効果もあったのではないかというふうに考えております。

年度によって増減はございますが、令和元年度の市外、市の外、市外公立高校への進学率が上がったのが八幡西中学校でありまして、これまでは市内の高校の普通科への進学がほとんどでしたけれども、通学が可能な武義、関、関商工等への進学が増加したところであります。

他の学校の状況も合わせますと、市内への進学率は、先ほども申しましたように現時点では全体的には微減程度であると言えますが、今後同様の傾向が続くかは現時点ではまだ明らかではないのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

(2番議員挙手)

○議長(山川直保君) 長岡文男君。

○2番（長岡文男君） 詳細にいろいろ調べていただきまして本当にありがとうございます。

今、時間的にも期間的にもまだ短いということで、それ相応の結論が出しがたい状況ではあるかと思いますが、果たして今お話を聞いたようなことで、分母も非常に少ないものであれなんですけれども、本当にこういった効果があったんでしょうかね。そうした効果があったかどうかという点と、それから一部の方であるにしても不公平感を感じて見える方がおるとい、その両方をてんびんに量ったときどう考えるかということがあるわけなんですけれども、地域におけます高校の存在の持つ価値というのは、地域の活性化そのものに関わる意義があるかと思います。非常に重要なことと考えております。そうした上でも、郡上市に2校の高等学校を残すということは非常に意味のあることではあると考えております。

人口減少や少子化、少子高齢化に伴いまして、地元の高校への入学者が減少する中で、高校が存続するよう市町村が強力な支援を行っている例は幾つもございます。しかし、そのいずれもは学力の向上とか地域的特性による魅力づくりを行政が図ることによって入学者を誘引しておる、そういったことが多く見受けられます。皆さんも御存じかと思いますが、島根県立の隠岐島前高等学校あるいは鹿児島県立の与論高等学校、また長野県立の下高井農林高等学校など、特徴を明確に打ち出しまして魅力化に成功しております事例も数多くあります。

高校生の交通費助成と地元県立高校の維持継続は、本来地域の事情を考慮するならば、別々の政策で二本立てという、そういった観点で考えていくべきではないでしょうか。高等学校通学費の助成につきましては、経済的な負担の軽減を目的として市外の高校も含めた全ての高校生を対象とし、市内高等学校の生徒の確保については、高等学校の魅力づくりに力を注いだ戦略を早期に具体化すべきではないかと考えております。市内高等学校の魅力づくりににつきましては、市といたしましても今まで岐阜県教育委員会に働きかけを行われていることも十分承知をしております。が、一層の努力をお願いしたいと考えているのでございます。

現在のこの補助、助成制度が不公平感のある制度として今後も継続されるということであれば、その当事者にとっては耐えられないものでございます。今年度高校に入学された方は、今月から通学がスタートをしておるわけです。市長も以前の御答弁で、問題、課題として考えながら、取りあえず制度の効果を見極めていきたいとお見えです。現在の制度のまま続けられる場合、この制度の目的の達成、効果といったものは、どういった数値をもっていつまでに見極められるのか、その点をお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御答弁を申し上げますが、この郡上市の市内県立2校に対する高校生の通学費の助成は、今お話がありましたように、一つはこれだけ広い郡上市域の中で市内の卒業した中学生ができるだけ近いところで学ぶ場所を持てるようにということで、この県立2校を私

どもとしてはそれぞれ特色を持たせながら今後とも維持をしていっていただきたいという思いがございました。一時期、市内の中学卒業生の全体的な数から、1つでもいいのではないかとというようないろんな意見も出ていたことがございましたが、幸いにして何とか今のところは2校を維持していただいているということでございます。この補助金はそうした市内の高校を何とか維持をしたいということと、あわせて保護者の経費の負担、そういうものに対して助成をするということで始めたものであります。確かにおっしゃるように、保護者の経費負担の助成ということであれば、どの学校へ行ったって郡上市の保護者にとっては同じではないかという議論が成り立つわけでありまして、私どもとしては2つの目的を持った補助金という形で構成をして平成30年度から始めたわけでもございまして、仮に郡上市外の高校、どこ行っても、かなり遠くなってもその交通費は今の市内の高校へ通う高校生と同じような形で助成をすれば、その施策の効果としては、郡上市の市内卒業の中学生をかえって遠くの市外の高校へ多くを通わせるというインセンティブにつながりやすいということで、大変御指摘のことは分かっておりながらそういう選択をしたというところでございます。

でしからば、今の補助制度が十分、郡上市内の2つの高校へ皆さんが補助があるからそこへ選択をするという形に十分効果を発揮しているだろうなということについては、先ほど教育次長もお話をしましたように、実際に全体の市内高校への通学の総数面で見ても若干比率は落ちているということは言えると思います。ただ、それぞれ高校別に見ますと、先ほどお話がありましたように、例えば郡南中学においては今年度進学した高校1年生においてはこの郡上市内の普通高校、普通科を選択する方がかなり増えてきているというようなことは言えると思います。また一方で、八幡西中学校は逆にこれまでほとんど市内の普通科等の進学であったものがかなり市外へ行っておられるという形で、年度的にかなり変動があるということは言えると思います。この補助制度を導入して、これで進学年度でいいますと平成30年度、それから平成31、いわゆる令和元年度、そして今年の令和2年度と3年間ということですので、この補助金の効果をしっかり見極めるのには、いろんな年度年度によってその学校の割と数の少ない卒業生の進学のいろんな希望の変化というもの、変動というものがあるので、必ずしも見極めをするのには十分な期間とは言えないというふうに思っているところであります。

一方、確かに御指摘のように高等学校の選択というのは、まずどういう学科に進みたいとか、あるいは御本人が中学在学中に非常に例えばスポーツに秀でておられるというようなことでそうした面の才能といいますか、能力を伸ばすためにスポーツの強豪校、そういったところへ進学したりとか、あるいは大学進学ということでそれなりの御自身の希望のところへ行きたいというような様々な要望の下に、希望の下に選択をされているということは、そういう面が非常に大きいということは事実だと思います。ただ、この補助金が、例えば進学先は郡上市内の2つの高校のどちらで

もいいんだけど、ある一定の例えば通学の費用がかかるぐらいだったらいっそのこと指定寮を、市外の学校へ下宿をさせて進学させてもほとんど同じだというような選択をせざるを得ないというような場合には、こういう補助制度があるので郡上の市内の2つの高校への進学を決めたというケースもあるだろうというふうに思っております。

それからもう一つ御指摘ありましたように、他の県の高等学校のいろんな努力ということが御指摘ありましたが、郡上市内の2つの郡上高校、郡上北高ともに一時若干2校の存続というものが非常に危ぶまれていた時期がございましたが、県の教育委員会もこの2つの高校をやはり地元の高校として特色ある高校、そして例えば近年でいうとせつかく郡上にあるわけですから、ふるさと教育というようなことをしっかりやって将来の郡上を担う若者を育てたい、そういうような目的意思を持ってやっていただいておりますし、この2つの高校とも近年単位制の普通高校であるとか単位制の総合農学府というような形で非常に将来の生徒たちの言わば人生の進路方向に細かく適合できるような形で教育をしていこうという形、そういう意味の魅力を付加するということにも大変努力をしておっていただいております。例えば、郡上北高校なんかでも、いわゆる今年度から市のほうも、御指摘のように支援をすることにしておりますが、学校の教育だけでなしに市内のいろんな職場です、ね、福祉であるとかそういった製造業であるとかいろんなところへ、現場へ行って一定の履修をすることによって単位を取るという、いわゆるデュアルシステムと、学校の教育だけでなく現場で勉強することもまた教育の中に還付をするという形の、そういう努力をしておっていただいております。

ちょうどこの補助金の制度とそれから両校のそういう意味の教育内容の再編成ということが、ちょうど時期が重なってこの2年ほど過ぎていくというところであります。したがって、しっかり補助金の効果は効果として見極めていかなければいけないというふうに思っておりますが、そしてまた御指摘のように、単に保護者の経済的負担の軽減ということだけにしか働いていないとすれば、これはやはり郡上市内の保護者で子弟を、例えば美濃市や関市に通わせているそうした保護者に対する何らかの措置は必要かということも思っております。

いずれにしろ、施策というのは常にその状況、結果を見ながら次を考えていかなければいけないということだと思いますので、しっかり今の状況をもう少し細かく分析をして、令和3年度の予算編成ではしっかり議論を詰めて対応を検討してまいりたいというふうに思います。

(2番議員挙手)

○議長(山川直保君) 長岡文男君。

○2番(長岡文男君) どうもありがとうございました。

市長、この郡上市役所の職員を見ても分かると思うんですけども、どこの高校を出ていようと、この市役所、地元に戻ってきている方が非常に多く見えます。だから何も地元の高校出たから

とって、その方が皆さん地元就職したりずっと残るわけではないということをまずお願いしたいと思っておりますし、一部にもそういった不公平感を持っている方がお見えになるということは事実ですし、これも高校に入って3年で卒業されていっていきますので人が入れ替わり立ち替わりということになってしまいますので、そういった意見が継続してあるわけではないかもしれませんが、いづれにしましてもそういった不公平感を取り払うような、この制度に限らず、努力をお願い申し上げたいと思っております。

それから、午前中の一般質問で11番議員のほうからもお話があったように、市民の温度、体温、温度を感じ取るようなそういった形でいろんな政策を取り組んでいっていただきたいと思います。

本当に今日はありがとうございました。時間を余しておりますけれども、これで本日の私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（山川直保君） 以上で長岡文男君の質問を終了いたします。

それではここで暫時休憩いたします。再開は1時45分を予定いたします。

（午後 1時32分）

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時45分）

◇ 田代 はつ江 君

○議長（山川直保君） 13番 田代はつ江君の質問を許可いたします。

13番 田代はつ江君。

○13番（田代はつ江君） 議長より、発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

最初に、新型コロナウイルス感染症対策に携わってお見えになりました、全ての方々に感謝と、その業務に対しねぎらいの気持ちを表したいと思います。

今回の一般質問は2点を用意いたしました。

サポカー補助金についてと、学校再開についてというこの2点ですので、よろしくをお願いします。

最初に、サポカー補助金についてを質問させていただきます。

高齢運転者の操作ミスによる事故を防止するため、65歳以上の人が後付けのペダル踏み間違い急発進時等抑制装置を購入、設置する費用に対する補助が、市単独で、5,000円つけていただけのことになったのは、今年の4月からです。

詳細は広報郡上でも大きく掲載していただき、市民の皆様には広く周知していただいたことと思います。

国の補助もあり、ぜひこの機会にと思うのですが、以前あれほどテレビのニュース、新聞等で、悲惨な交通事故として話題になっていた、高齢者運転の事故が今、影を潜めています。実際激減していれば、こんないい傾向はないのですが、コロナウイルスのニュースで隠れてしまっているのなら大変なことですと言った矢先ですが、昨日テレビを見ておりましたら、やはり高齢者の運転ミスの事故のニュースが2件立て続けて報道されました。

そこでお聞きいたします。まだ、2か月ほどしか経過していませんので、把握はなされてないかもしれませんが、この補助金の申請状況をお聞きしたいと思います。

○議長（山川直保君） 田代はつ江君の質問に答弁を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） お答えをさせていただきたいと思います。

議員御案内のとおり、市では、高齢運転者の交通事故防止や事故等の被害軽減を図るために、市内に居住する高齢運転者の方を対象に、後付けペダル踏み間違い急発進等抑制装置の購入、それから設置に対して5,000円の補助金を交付する補助制度を設定し、4月から施行しているところでございます。

この補助制度につきましては、広報郡上5月号によって、特集ページを組んだりして、市ホームページ、総務課からのお知らせの掲載、シニアクラブ会員への通知、ケアマネジャーを通じた高齢者への事業紹介など、積極的に啓発をしているところでございます。

また、警察と連携しまして、70歳以上の高齢者免許更新講習の折のチラシを配布することによって、免許を更新される高齢者の方の情報を提供している状況でございます。

講習時は、本人のみならず家族の方に周知することによる機会であるということで、効果が期待されるというふうに考えております。

ただし、高齢者免許更新講習については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の関係で、4月20日から5月21日まで中止してまいりましたので、これから徐々にPRしていくところではあります。

さて、質問がありました、申請の実績でございますが、6月の8日現在で、8件の申請がありました。内訳につきましては、男性が5名、女性が3名ということで、年齢については、下は69歳から上は91歳の方に申請をいただいております。

補助金についての問合せを数件受けておりますが、車種や年式によっては、設置不能な自動車もあることから、本人には設置意思があっても設置できないのもございました。

今後も高齢運転者に、当補助制度を活用していただくように、様々な媒体を利用して関係機関とともに協力して、積極的にPRしていきたいというふうに考えております。

なお、高齢者のその他の事故防止策としまして、運転に不安を覚えられる方は、免許返納も、今後検討いただきたいというふうに思っております。

高齢者の免許返納は年を追うごとに件数増えておりまして、平成30年は109件のところ、令和元年は174件というような申請があったようでございます。

後付け機能はあくまでも運転者の技術を補助するものでありますので、まずは運転者個人が細心の注意を払って、安全運転に心がけてもらうように、広報誌などでの注意喚起をするとともに、警察などの関係機関と連携した交通安全教室を実施するなど、高齢者のみならず、あらゆる原因による交通事故を少しでも減らせるような取組を引き続き行ってまいります。

以上です。

(13番議員挙手)

○議長（山川直保君） 田代はつ江君。

○13番（田代はつ江君） ヒヤリ・ハットという言葉がありますけれども、私もよくそのことをドキっとしながら経験をしたことが多々あります。

今回の特別定額給付金10万円のお金を、どういうふうにするかということで、これはこの機会だからといって、サポカーの後付けとしての費用に回されたという私の友人もいますし、私も、ぜひこれはつけたいというふうに思っております。

この補助期間なんですけども、当初から1年間と限定されていますが、この3月以降、先ほどもちょっと申請期間が伸びたとお話になったんですけども、申請期間とか、説明のあれが始まったのが遅くなったんですね。それが3月以降、コロナウイルス感染症拡大予防のため、不要不急の外出を控えるよう呼びかけられています。この補助期間をもう一年延長されたらいかがでしょうか。

感染症拡大予防と併せて経済が落ち込み、費用の負担が今の時期大変な方も見えると思います。高齢運転者がますます増える一方、地域柄、車がなかなか手放せないというのが現状であることから、この補助金は設置のきっかけとなり、大変ありがたい事業だと思いますので、ぜひ御検討をいただきまして、1年というのをもう1年延ばしていただくと、大変ありがたいと思うんですけど、このことについてはいかがでしょうか。

○議長（山川直保君） 総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） 先ほど、高齢者の免許更新の講習について、ちょっとコロナの関係で、4月20日から5月21日まで中止になっていたもので、PR期間がちょっとずれたということですので、よろしく申し上げます。

それでは、今の御質問の答えですが、当補助金制度につきましては、県のサポカー補助金制度と同様に、令和2年度、1年間のみとさせていただきます。

また、同時に実施しています国のサポカー補助制度も予算がなくなった時点で終了というふうに聞いております。

現在、申請件数は約2か月で8件でありまして、このままで推移したとしますと、年間50件ぐら

いなることが、現時点では想定をされます。

ただし、今後、再開された高齢者免許更新講習で啓発できれば、申請件数は増加することも考えられますので、今年度重点的に補助制度を啓発し、ぜひ活用していただきたい、いうふうに考えております。

今年に入ってから、市内で65歳以上の高齢者運転者による交通事故は4件ありましたけれども、ペダル踏み間違いによる事故は発生をしておりません。

しかしながら、この装置を設置することによって、交通事故の抑制効果につながることは大であるというふうに考えられますので、今後市内の交通事故の発生状況を見守りつつ、補助期間の延長について検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

(13番議員挙手)

○議長（山川直保君） 田代はつ江君。

○13番（田代はつ江君） ありがとうございます。ぜひ1年間の延長期間になるように祈っておりますので、お願いをしたいと思います。

それでは、次の学校再開についてということで質問したいと思います。

6月に入り学校が再開されました。久しぶりに聞く子どもたちの登下校のはじける声に、当たり前が当たり前でなかった日々が、子どもたちがどんな思いをして過ごしたのか、改めて考えさせられました。

ある日の新聞に大きな見出しで、学校再開しんどい君へという記事が出ておりました。

新型コロナウイルスの感染症が世界中で拡大が続いている中、児童生徒にとって安全予防対策で、かつて誰もが経験したことがない、長い休校が余儀なくさせられました。

そして、今、緊急事態宣言が解除されて、各地の学校で授業が始まりました。コロナ予防対策はどうするのか、授業の遅れを取り戻すには、夏休みの短縮は、等々問題は山積みだと思います。

そんな中、子どもたちの心のケアは、どんな対応になっているのでしょうか。

以下は、市民の方々からお聞きした声です。学校での生活はしんどいと思ってる子にとって、再開はおもしとなるでしょう。不登校の子どもは、学校休校の間、どんな生活をしていたのでしょうか。学校の対応はどうだったのでしょうか。

また、障がいを抱えた子どもはどんな生活をしていたのでしょうか。

また、新しい学期が始まり、担任の先生が交代した児童生徒もいるでしょうが、個々の抱えている問題の引継ぎ等はスムーズにできたのでしょうか。

また、長いお休みの後、子どもたちは授業再開にうまく対応できるのでしょうか。また、1年生は学校生活の始まりに対して、大きな不安を抱えているのではないのでしょうか。

この皆様の声の一つずつ今お答えをしていただく必要がございませんけれども、子どもの心のケアは、いろいろなケースが考えられます。これらの意見をまとめて、心のケアにどのような対応をして、考えて見えるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（山川直保君） 教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） 休校が約3か月間続きまして、これは児童生徒に大変大きな様々な影響をもたらしていると、特に、心のケアについては、教育委員会としても大きな課題として認識をしております。

教育委員会と各学校では、いじめや不登校を事前に防ぎ、児童生徒が安心して登校し、仲間や先生たちと楽しく学校生活が送れることを目指して、日頃から教育相談の体制を整えております。

今般の休校明けの対応としましても、この教育相談体制を基本として、児童生徒の心のケアに当たってまいりたいと考えております。

教育委員会自体の相談対応としましては、相談員と適応指導教室、いわゆるスマイルといいます。この指導員を各2名配置してございまして、不登校傾向の児童生徒の様子をつかみながら、それらの児童生徒や、その保護者と連絡を密に取れるようにしております。

また、学校での教育相談体制としましては、教育相談主任、これは教育相談の中心となって、職員を組織的に動かしまして、児童生徒の状況をつかみながら、教育相談を行うという中心的な役割でございますが、教育相談主任を主体として、必要な児童生徒についての状況を把握して、職員間で情報共有をしまして、必要に応じて適切に対応をする体制を取っております。

学校再開後は、これらの教育相談体制を十分に機能させ、各校で児童生徒の心のケアを図ってまいります。

次に、教育相談や心のケアに関する具体的な取組の例を御紹介したいと思います。相談としましては、休校中の各校におきまして、家庭訪問ですとか、電話等で児童生徒と連絡を取ることで、つながりを保ちまして、教育相談や学習支援を行ったりしてきました。

また、学校再開後は、各校で児童生徒一人一人に個別の教育相談を行い、休校中の過ごし方ですとか、今、抱えている不安や困り、悩みなどについての的確に把握するようにしております。

また、学校再開後は、児童生徒を対象としたアンケートを行いまして、悩みなどを把握することとしました。

学校によっては、保護者に対してもアンケートを行い、子どもの変化ですとか、保護者自身が抱えている悩みや不安を把握することに努めております。

次に、相談員やスクールカウンセラーによる対応についてお話をします。

各中学校には、心の相談員を配置しております。

また、県によりまして、心理面のスペシャリストとしてのスクールカウンセラー5名が配置され

ております。それで、そのスクールカウンセラーは小中学校を、計画的に巡回してもらっています。

この相談員ですとか、スクールカウンセラーには、先生や親という立場ではない大人として悩みを相談することができる点で、期待をされております。

また、教員が、相談員やスクールカウンセラーから、子どもが安心して相談できるような対応の仕方ですとか、話の聞き方などの教育相談の技術を学んだり、教員自身が不安や悩みについて、相談できるということもございます。

それから、児童生徒や保護者に対しましては、さらに県の教育委員会ですとか、警察が所管しておりますけれども、例えば教育相談ほほえみダイヤル、子供SNS相談@岐阜、子供SOS24、子供SOS24は夜間、休日、祝日を含めた24時間体制の相談窓口でございますけれども、これらの相談機関を紹介して、役立ててもらうように努めております。

最後になりますけれども、休校明けの学校生活は、新型コロナウイルスの感染対策により、様々な制限がある中での生活となります。児童生徒も教員も大きなストレスを抱えることとなります。学校での児童生徒の様子や、保護者の悩み、教員の困りや負担を、教育委員会、学校双方において、的確に把握し、それぞれの教育相談体制を土台として、緊密な連携を図りながら、これまで以上にきめ細かい教育相談を通じて、それぞれの心のケアをしていきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

(13番議員挙手)

○議長（山川直保君） 田代はつ江君。

○13番（田代はつ江君） 今の教育委員会、また学校の相談員の先生方では、手が回らなくなることもあると思いますが、子どもたちの不安に精いっぱい応えてあげていただきたいと思います。

また、保護者の方の不安、疲弊も大きくなっていると思われるので、保護者の方への支援も考えていただきたいと思います。

最後になりますけれども、学校が待ち遠しい子どももいれば、反面、学校に行きたくない、そういう訴える子どももおります。そういう子どもたちに耳を傾けて寄り沿う姿勢を持ってあげることが大変大事なことだと思います。

コロナ禍で、心や体が弱り気味な子どももいる。そんな中で、マスクに隠れた表情を決して見逃さないようにしていただきたいと、願うものでありますので、どうか先生方には、いろいろと学習面とか大変な面があると思いますが、心のケアをまず第一にさせていただきまして、よろしくお願いをしたいと思います。

マイクの調子が悪いようですので、これで一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（山川直保君） 以上で、田代はつ江君の質問を終了いたします。

議場のマイクが今、急な故障によりまして、皆様方には大変失礼をいたしました。これの修理を含めまして、暫時休憩いたします。

再開は、2時25分といたします。

(午後 2時06分)

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 2時26分)

◇ 森 藤 文 男 君

○議長（山川直保君） 7番 森藤文男君の質問を許可します。

7番 森藤文男君。

○7番（森藤文男君） 失礼します。山川議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

大項目としては1点のみでございます。学校における新型コロナウイルス感染症対応についてでございます。4点ほど項目ございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、質問に入りたいと思っておりますのでお願ひをいたします。

新型コロナウイルスの影響で、令和2年3月2日から学校が臨時休業となりました。約3か月近くの休業を経て、昨日、一斉登校、一斉で授業が始まりました。段階的な再開ということでありまして、5月25日から29日の間、この間で登校日を設けて、その後、6月1日から5日まで、6月8日から12日、この2週間、毎日、午前中・午後と分けまして分散登校を経て、昨日15日の月曜日から一斉登校というふうにした、そういった流れでございます。

この学校というのは、その児童生徒にとって安心して楽しく学び合える居場所として、また、規則正しい生活、リズムを戻すには重要でございます。感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減して、教育活動を継続し、健やかな学びを保障していかなければなりません。

これから迎える夏、秋の場合、熱中症対策も併せて新型コロナウイルス感染症対策など、学校再開に向けて主として新型コロナウイルス感染症対策に関わる、まずは衛生管理、子どもたち、児童たちの本当に健康、命を守るといったことをまず第一と考えまして、衛生管理についての基本的な考え方と新型コロナウイルスと、ウィズコロナとも言われておりますが、共存・共生していくことを考えますと、よく言われているように新しい生活様式も踏まえた感染症対策の具体策についてお伺いをしますので、よろしくお願ひします。

○議長（山川直保君） 森藤文男君の質問に答弁を求めます。

教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

郡上市におきましては、子どもたちが安心して学べるようにということを第一にしまして、国の衛生管理マニュアルですとか県の教育委員会が示す学校再開ガイドラインの方針に基づきまして、感染症対策を行うことを基本的な考え方としております。

3つのポイントを踏まえました基本的な対策、それから集団感染のリスクへの対応、具体的な活動場面ごとの感染予防対策について国が示す、森藤議員もおっしゃいました新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準にも従いながら対応してまいります。

基本的な対策の1つ目でございます感染源を絶つことについては、毎朝登校前に自宅での検温ですとか健康観察を実施します。そして、それを健康チェックカードに記入の上、マスクを着用して登校します。そして校舎に入る前には、教職員がそのカードを確認し、さらに手洗い等の徹底を指導してから校舎のほうに入るようにしております。

かぜ症状があるような場合は、そういうのがありましたら登校を控えることをしていただくというところでございますし、授業中、昼休みなども随時児童生徒の健康観察を行い、体調がよくない子どもについては保健室以外の部屋で待機させて保護者の迎えを依頼する、このような対応を行います。

2つ目のポイントでございます感染経路を絶つこととしましては、飛沫感染・接触感染を避けるために、当然のことではありますけれども、手洗いですとかマスクの着用、せきエチケットを徹底するとともに、教室等の消毒をこまめに行うこととします。

手洗いは水と石けんで丁寧に洗うことを指導してございまして、アルコール消毒液での消毒は、流水での手洗いができないときに補完的に用いるようにしております。

せきエチケットについては、基本的にマスクの常時着用としますが、体育の授業など熱中症を来す可能性が高いと判断した場合はマスクを外して、換気や児童生徒の十分な距離を保つことを配慮して対応いたします。

消毒については、特に多くの児童生徒が手を触れるドアノブ、スイッチ等については、1日2回をめぐりとして教職員により消毒液を使用して消毒を行います。

3つ目の抵抗力を高めることの対策としては、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心がけるよう指導してまいります。

次に、集団感染のリスクといたしましては、いわゆる3密をできる限り避ける取組をします。密閉の回避としては、部屋の換気を徹底しますが、エアコンを使用している場合であっても定期的に換気を行うことになっておりますし、密集の回避としましては、例えば現在、岐阜県が該当している基準のレベルというのはレベル1でありますけれども、このレベル1における対応として、児童生徒の間隔を1メートル離すことを目安にして、座席の配置を行っていくというふうにしてお

ります。

密接の場面の対応ですが、マスクの基本的着用以外に全校集会等を放送で行ったり、活動の時間差を設けたりするなどの対応も行います。

最後に、具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について御説明します。

各教科の学習に関して感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動として、児童生徒が長時間近距離で対面形式となるグループワークですとか、近距離で一斉に大きな声を出す活動などが上げられております。

例えば、音楽における近距離での合唱や管楽器の演奏、家庭科での近距離での調理実習、体育における密集する運動や組み合ったり接触する運動などが示されておりまして、これらの活動については、年間指導計画を見直しまして指導する時期を今後ずらしたり、接触を伴う活動を避けるなどの対応を行います。

それから給食についてですが、配膳時間を短縮したり、食器に触れる者の数を極力抑えるなどの工夫をします。

スクールバス事業については、事業所に運転を委託しておりますけれども、事業所に対しても運転手の乗車前の体温測定と定期消毒、それからマスクの着用、運行前後の車内消毒、車内の頻繁な換気などをお願いしております。

これらの感染予防対策については、細かいチェックリストを設けておりまして、それによります確認を行うほか、学校医とか学校薬剤師とも連携をいたしまして、先生方の指導を受けながら実施するようにしております。

なお、教育委員会におきましては、それぞれの学校を訪問しまして、各学校の感染症対策の状況や抱える課題を把握して、学校とともに改善策を検討してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長(山川直保君) 森藤文男君。

○7番(森藤文男君) どうもありがとうございました。いろいろと御答弁を丁寧にしていただきました。

新しいその生活様式ということで、いろんな場面で今ピクトグラムというものを見ると思われます。これは3月定例会、渡辺友三議員からの一般質問の中でこういった、ちょっと小さくて恐縮でございますが、ここでヘルプマークとかオストメイトとか、あるいはこういった聴覚障害の方のマークとかっていうふうなことで、いろいろと周知はされておりましたが、この新しい生活様式ということで、こういったものも今後出てくるのではないかと、先ほども言われましたように密集の回避とか密接回避、あとは密閉の回避、いろいろとこういうふうにしてせきエチケットとか手洗

いとか換気とかっていうふうなことで、いろいろとそのピクトグラムというものがこれからは出てくると思います。これも新しい生活様式に向けてということで、これも何度も何度もこういうのを繰り返し見ることによって、これが新しい生活様式ではなくてやっぱり習慣化されるというようなことになるのではないかと。また、こういったところも注意をしながらやっていただきたいというふうに思っております。

こういったことで衛生管理においては、私も国の衛生マニュアルとか、またガイドライン、県のガイドラインについていろいろと勉強をさせていただきました。それに従って郡上市も本当にその子どもたちの健康、命を守るということで、まずはその衛生管理ということで御尽力いただいていることには感謝を申し上げます。

次に、この臨時休業中による心への影響についてでございますが、これは不登校、あとはいじめとか偏見、差別というふうなことも含まれるということですが、先ほど田代はつ江議員のほうから心のケアについてということで質問がございましたので、要点をまとめて御答弁をいただければ結構でございますが、この一斉登校に入っていくには、やはりその長期臨時休業中の生活から規則的な学校での日常回復への配慮をしていかなければなりません。やっぱりこういったある意味その不規則な生活から規則正しい学校での生活に戻るには、児童生徒たちはやはり精神的な不安を抱えていることが十分考えられております。

小学校6年生から中学にいく間に起こる不登校の原因として、中1ギャップというふうなことが言われておりますが、これはある意味言い換えるとコロナギャップというふうな面も見られるんじゃないかと思えます。こういったことによるいじめ、偏見、差別、さらには不登校は十分考えられます。

先ほど田代はつ江議員の御答弁の中にも、いろいろとその教育的な体制とか御答弁いただきましたが、また要点をまとめて御答弁いただければとは思いますが、令和2年度の当初予算の中に、教育費ですが、心の教育推進事業、この中に不登校対策充実事業というのがあります。これは小学生では市の相談員が2名、北部、南部だと思えます。あとは中学校では9名配属をされておりますし、あともう一つ、小学校不登校対策リーダー育成事業というのがありました。

これは私もいろいろと小学校、中学校の先生、校長先生とお話する中で、恐らくこの不登校の対策リーダー育成事業というのは、これはFR教育臨床研究所所長の花輪敏夫さんというふうな方が、ちょっとこれも見づらくて申し訳ないんですが、この方を講師に招いてということだと認識をしております。この方がその不登校児童に対して一生懸命御指導をいただいておりますということで、不登校を例えればガソリンの少ない自動車というふうなことで例えて講演をされているということでございますので、十分そういったことも活用されまして、少しでもその不登校に対する対策を取っていただきたいというふうに思っております。簡単でいいので御答弁願います。

○議長（山川直保君） 教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） それでは、児童生徒への配慮ということに絞って御答弁させていただきたいと思います。

臨時休業中のうちから児童生徒にはいろいろ、特に心の問題についても配慮をしてもらいました。学校からは、家庭で過ごす児童生徒に対して、メールを活用した毎日の健康観察、あるいは電話連絡、家庭訪問を通して一人一人の状況把握に努めてまいりました。学校から家庭への電話連絡だけでなく、児童生徒からの学校生活や学習についての電話相談がございました。

教育委員会の取組を少し御説明しますが、教育委員会では教育相談ですとか、先ほどの一般質問でも触れさせていただきましたけれども、適応指導教室による電話での相談など、これまでのつながりをできる限り保ちながら、支援を続けてまいりました。

そうしましたところ、昨年度、不登校から学級復帰した児童生徒について、個に応じた対応を継続的に続け、6月1日からの分散登校において不安を抱えながらも登校する姿も見られますと報告を受けております。

次に、5月末に設けました登校日、それから6月1日からの分散登校における取組ですけれども、各学校においては、児童生徒の一人一人の置かれている状況、心のありようを丁寧につかみ、心身の健康を第一に学校再開に臨みました。登校日、分散登校では、心配事について丁寧に聞き取ったりする個人相談を早い段階で行いまして、安心して学校生活が送れるように配慮をしております。

それから差別、偏見、報告にもございましたが、コロナウイルス感染症についてはいまだ解明されていない点が多いというようなことですか、世界中で多くの亡くなった方がいるということで誰もが恐怖を感じ、感染者、濃厚接触者、過去に感染した方、医療従事者の方などに対して差別や偏見を抱いてしまうことが予想されます。

コロナウイルス感染症については、正しく知ること、誰もが自らの感染を恐れていること、誰もがほかに感染をさせたくないこと、誰もが差別をしてしまう弱い心があること、そして、それを克服する力を持つことができることを学ぶ人権教育を全ての学校で発達段階に応じて行われるよう周知するとともに、保護者にもお知らせをいたしました。

今後も感染対策を講じながらの学校生活が続くわけですけれども、指導しなければならないことが多ければ多いほど、注意を多く受ける児童生徒がいたり、同じことをしても指導される内容に差が出るなどの面から、偏見、差別を感じるが多くなると、そしてストレスが多いことから寛容性や忍耐力も低下することが予想されます。

しかしながら、こんな状況下であるからこそ、誰もが持つ弱い心がそれを乗り越えることの値打ちについて指導できる機会にできればと考えております。

（7番議員挙手）

○議長（山川直保君） 森藤文男君。

○7番（森藤文男君） ありがとうございます。

児童生徒ではないですが、この社会一般に対して、全国の知事会が緊急事態宣言の発令を受けて緊急の提言をされました。その中に風評被害、差別意識の排除の推進ということなども掲げられておりましたし、また、先日の新聞なんです、岐阜県が感染症条例制定というふうなことで、これは差別禁止を明記ということでもあります。新型コロナの感染拡大で感染者や医療従事者への不当な差別、誹謗中傷があったことを踏まえ、こうした行為の禁止の規定というようなことで、この感染症の基本条例が制定されれば全国の都道府県で初となるというふうな記事も載ってございました。

そういったところもいろいろ注視しながら、この市内の、また心のケアということで御理解をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

続いて3問目でございますが、まず最初にこのパネルをちょっと、これは休校中に過ごす時間の変化ということで、これは北海道大学の愛甲准教授というふうな方の一応アンケート、統計であります。これを見ますと、屋内での遊び、これは圧倒的にやはりいろいろですけれども増えたということでもあります。屋外、これは外での遊びは、これは予想できるんですが、やはりもうかなり減っております。また、テレビやビデオの視聴、これは屋内で遊ぶのであるので、やはりテレビやビデオの視聴というのがやはり圧倒的に80%ぐらいあるということでもあります。

また、それに伴いましてインターネット、この動画視聴というのも非常に多くなっておるといふふうなことであります。これは北海道大学の北海道での約928人の児童生徒が対象ということでございますので、郡上市が一概にといふふうなことでは言えないかとは思いますが、それでも統計学的に申しますと、非常にこれは参考になるデータではないかというふうにして思っています。

こういったアンケートの結果等もございまして、まず、この今学力について質問をさせていただきます。この授業日数等の不足に伴うことに関しましては、教育委員会のほうから具体的に秋の休業日数を減らすといふふうなことで、それらの報告をいただいております。

やはりその長期休業中の措置により、やっぱり児童生徒の多くの学びとしてはプリントなどの家庭学習課題を配付しております。オンライン授業に関しては、均等な教育の環境整備という観点では、まだ進んではおらないといふふうなところではございますが、5月21日に郡上市議会として、新型コロナウイルス感染症対策に関する提言の中で、オンライン授業の推進といふふうなことも上げさせていただきまして、これは山川議長から教育長さんのほうにお渡しをしております。

こういったことで、オンライン、今後はこの新型コロナウイルス感染症に伴いまして、国ではGIGAスクール構想というのが進んではおりますが、それと併せてこういったオンライン授業、家庭での授業も推進できるようなこともこれは構築をしていかないといけないと思っております。

長期の臨時休業の影響で、各教科などの未履修をどのように対応するのか。また、この授業日数

の不足に関しては、先ほど教育委員会のほうからお示しを頂いておりますが、年間教育の計画の見直しも当然対応していかないとはいけません。

また特にですが、2020年、今年度から3年生、4年生は外国語活動、5年生、6年生は教科化で外国語科になって英語学習をしております。

またもう一つ、これは小学生ですが、今年度は新学習指導要領が全面的に実施をされます。この中で深い学びを目指す教育への転換、教師主導の教える教育から、子ども自身が学び取る教育へ、主体的・対話的で深い学び、アクティブラーニングと言いますが、周りの人たちと共に考え、学び、新しい発見や豊かな発想が生まれる授業、これを目指すには少し厳しい環境ではあると思います。

こういったことに関しても配慮をしながら、どのようにして進められるのか質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（山川直保君） 教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） 先ほど議員からも御紹介ありましたように、臨時休業中はプリント学習を基本としたり、あるいは教育委員会では、県の教育委員会が作成した授業動画を郡上市のホームページに掲載したり、あるいは各学校でも児童生徒の家庭での生活を応援する動画や授業動画を作成して、学校のホームページにアップしたり、DVDを配付したりする取組を行いました。

未履修に対応するための授業日数の確保に対して御説明いたしますが、新学期からの学習については、可能な限り令和2年度の教育課程内で行うこと、そのためには長期休業期間の短縮ですとか時間割編成の取組等を行うという方針が国や県から示されております。

県のガイドラインのほうでは、長期休業期間等の短縮で、中学校3年生を基準としてですけれども30日間の授業日数を確保することが示されていることから、郡上市においても、例えば夏季休業、冬季休業等を短縮して合わせて14日間の確保、あるいは中学校卒業式を、従来3月5日にございますのを16日に延期して7日間確保したり、例えば児童生徒が早帰りとなる教職員の行事を中止したりすることです。

もともと郡上市は都市部に比べて夏季休業が短いということであったり、2学期制の方をひいているということで、その分日数的には余裕があるということで、それらを含めまして9日半を確保するというようなことで、合計、計算上30.5日が確保できるというふうに考えております。県の示す授業日数の確保はこういうことで可能というふうに考えております。

それから文部科学省からは、令和2年度の教育課程内で標準時間数を超えて授業時間を確保することは必ずしも要しないということは示されております。系統性のある指導内容をまとめたり、指導の順序を工夫したりして指導することができるということを踏まえて、児童生徒の過剰な負担とならないように授業計画を各学校において構築しております。

最後に、御指摘の外国語活動ですとか、外国語科の学習、対話的学びについてでございますが、

外国語活動は通常では児童生徒のコミュニケーション活動に重きを置いており、児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワークですとか、一斉に大きな声で話す活動については特に配慮が必要ということでございます。

外国語活動は聞くこと、話すこと、読むこと、書くことから構成されておまして、当面はリスクを回避するために、聞くこと、書くことを重点的に行うこととします。

それから対話的な学びについても、そういう活動を実施する場合には、対面にならないこと、距離を保つこと、声の大きさに気をつけるなどの感染対策を児童生徒にもよく理解させた上で行うというふうにしておりますのでよろしくお願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長(山川直保君) 森藤文男君。

○7番(森藤文男君) ありがとうございます。

先ほど来、私はその臨時休業中というふうな表現をしておりますが、臨時休校ではないかというようにもありますが、この臨時休業と臨時休校の違いですが、臨時休業、これは文字どおり授業が休みということでありまして。臨時休業の場合は、子どもたちは休みですが先生は出てきていて、臨時休業というのが本来であると正しい。

この臨時休校の場合ですと、これは児童生徒、先生も学校に来れない状況、これは例えるなら、震災等でもう極端な話、校舎が使えなくなってしまった、流されたというようなときには臨時休校になります、一応こういふふうな違いがあるということです。

先ほどこの学力について御答弁いただきました。最後に、体力であります。

衛生管理、心、そして学力、そして最後の体力ということでございますが、やはりその自宅での長期自粛生活によって、体力の低下というのは妨げられないというような気がいたします。そこで体力低下を補うための実技を伴う、これは児童生徒にとっては体育の授業であります、これほどのようにして行うのか。

私は児童生徒の現状のその体力というものを、まずは現状を把握する必要があるのかなと思います。現状を把握し、分析、当然状況を判断しながら、徐々に段階的にすることが望ましいとは思いますが、市としてのお考えをお伺いしますので、よろしくお願いいたします。

○議長(山川直保君) 教育次長 佃良之君。

○教育次長(佃良之君) 学校が再開され、体育の活動については県のガイドラインにも注意事項が示されております。

いろいろ、マスクを着用することの危険性ですとか、体育館における十分な換気を行うとか、身体が接触しそうな活動を避けるというような注意事項が示されておりますが、これらの注意事項に留意しまして児童生徒には、議員おっしゃいましたように実態をよく把握し、特に長期の休業中で

すので体力が落ちていきますから、けがに注意しながら段階的に進めていく必要があると考えております。

県からの学校再開ガイドライン、あるいは競技種目によっては各連盟等からガイドラインが示されておりますので、それらにいろいろ示されておる事項を遵守させて、徐々に体を慣らしながら行ってまいりたいと思います。

それから、繰り返しになりますし御指摘にもありましたように、一人一人の児童生徒の実態把握に努め、段階的に運動の負荷を加えていく必要があると考えております。そして限られた活動の中でできるようになったこととか、よりうまくできるようになったことを実感して、運動の楽しさと大切さが実感できるように指導内容を工夫していくことを学校に周知しております。

いずれにしましても、児童生徒の体の状況に十分留意しながら、段階的に活動を高めていくということを考えておりますのでよろしく願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長(山川直保君) 森藤文男君。

○7番(森藤文男君) ありがとうございます。

こういった学校でのいろいろとその先生方の御尽力も必要だとは思いますが、あとは家庭、またこれは今後新しい生活様式ということも踏まえて、その地域の方、学校と家庭、地域が一体となつたいろんな取組も本当に今後は重要になっていくのではないかという認識を持っております。

最後に、教育長のほうから総括して御答弁いただければと思いますので、よろしく願いします。

○議長(山川直保君) 教育長 熊田一泰君。

○教育長(熊田一泰君) 総括の意味も含めまして、学校における新型コロナウイルス感染症対応において、郡上市教育委員会、そして大事にしたいことを述べさせていただきます。

第一に、学校再開にとっては、感染症対策をしっかりと取りながら、学習の遅れを取り戻していくということが求められます。その際、学習の遅れを取り戻すことばかりに気がいって、子どもたちの心や体の不調を見落とすことのないようにすることが肝要であります。

子どもたちは長期にわたる休校で体力もついておらず、学習のリズムも崩れていると考えるほうが妥当であります。そのためには、まず焦らないこと、各学校においては学習も体力づくりも、子どもの実態に応じた計画に沿って、段階的に高めていくようお願いしてあります。

子どもたちは多くのストレスを抱えていることが予想されます。いじめが起きたり不登校が増えたりすることも心配されます。学力、体力をつけていくことも前提に、心の教育の充実を図ることが求められます。

先ほど議員がおっしゃいました不登校の対応研修の話ですが、今年の夏休みは短くなりますし、夏休み中の先生方の研修は1つを除いて全て中止にしました。その1つ残した研修というのは、先

ほど議員が言われた花輪先生による不登校対応研修でございます。教員の3分の1、100人の参加を考えておりましたが、このコロナ対策により各学校1人に絞らせてもらいましたが、9月末には、今度は各学校の管理職、生徒指導主事、教育相談主任などのリーダー層を対象にした研修も行ってまいります。

花輪先生についてちょっと御説明を、花輪先生は皆さん御存じのとおり、大昔では昔は「登校拒否」と呼ばれていて、まるで子どもたちが拒否しているように言われていたのを、子どもは拒否しているのではないんだ、行けないんだということで、「不登校」という言葉をつくられた先生が花輪先生です。文科省の中央研修の講師もやってみえる、まさに国の第一人者であります。

実はその先生の研修を郡上市は何年も前から続けておりまして、実はコロナに入る前、今年の2月ですけど、初めて不登校が減りました。前年度までは38人不登校があったのが、今年の2月に28人に減りまして、よし、この調子でどんどん減らしていこうと思ったら、学校が休みになってしまいました。ということで、今後また増えることも予想されますので、十分そういうことで活かしていきたいと思います。

このことは教科指導だけを重視するのではなくて、行事や体験活動などの特別活動、道徳教育などバランスの取れた指導を心がけるということでございます。今回の経験を基に、教育委員会としてもタブレットの整備やオンライン授業など、そういうことにも取り組んでいく所存でございます。

郡上には昔から、「なにくそおかげさま」という合い言葉がございます。今こそコロナに負けない不撓不屈の心や困っている人、悩んでいる人を思いやる心、コロナに立ち向かってくださっている医療関係者や介護に従事している方々への感謝の心などを育てる教育を進めてまいりたいと思います。

(7番議員挙手)

○議長(山川直保君) 森藤文男君。

○7番(森藤文男君) どうもありがとうございました。

この新型コロナウイルスもいろいろと調べておりますと、皆さんも少し疑問に思われるかと、この収束と終息というふうな言葉がございます。

この上の収束というのは、これは収まるとか束ねるということであります。このことから、状況自体がある程度一定の状態に落ち着くというふうなことであります。下のその終息、これは文字どおり終わるということで、この「息」には止める、やむという意味がございますので、完全に止まる、これは時系列順で言うと、上の収束してから終息するというような、そういったことになろうかと思えます。

また、ソーシャルディスタンスとソーシャルディスタンシング、市長さんはソーシャルディスタンシングのほうであります、上のソーシャルディスタンスというのは、これは社会学の用語らし

いです。相手には手は届きづらいが容易に会話ができる空間の距離というふうな定義がございます。下は、これは感染予防戦略の用語ということで、感染拡大を防ぐため物理的な距離を取るということとありますので、ソーシャルディスタンスが少し定着してしまっているのはありますが、本来ですと、そのソーシャルディスタンスのほうが正しいのではないかなと思います。

最後にではございますが、このソーシャルディスタンスということ、これは本当に大事なことでありますが、伝統的な日本語で言いますと間合いということとあります。このGUJOプラスというのは私結構楽しみに読ませていただいております。まず、真っ先に何を見るかと言いますと、市長さんのコラムであります。ここに、「ずっと郡上もつと郡上」ということで、今回もいろいろと書かれてございますが、その中に、一足一刀の間合いというふうなこともございましたので、またぜひこちらも御覧いただければと。

簡単に、ちょっと時間がございますので、一足一刀の間合い、これは剣道のことでありますが、お互いの刃、また竹刀の切っ先を3寸ばかり交差させて中段に構えたときの位置関係で、こちらが一步踏み出せば、そして相手が下がらなければ相手を斬り、打突することができ、逆に相手が打ち込んできても、こちらが一步下がれば斬られ、打突されることがない間隔というふうなことであります。きっちりこういった間合いを身につけたいところとありますということで締めくくっております。

本当に皆さんが協力して、この新型コロナウイルス対策に協力して、これからも負けないように頑張っていきたいというふうな思いでありますのでよろしくお願いをいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうも御丁寧に答弁いただきまして誠にありがとうございました。

○議長（山川直保君） 以上で、森藤文男君の質問を終了とします。

◎散会の宣告

○議長（山川直保君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。御苦労さまでした。

（午後 3時06分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 山 川 直 保

郡上市議会議員 野 田 勝 彦

郡上市議会議員 田 中 やすひさ

